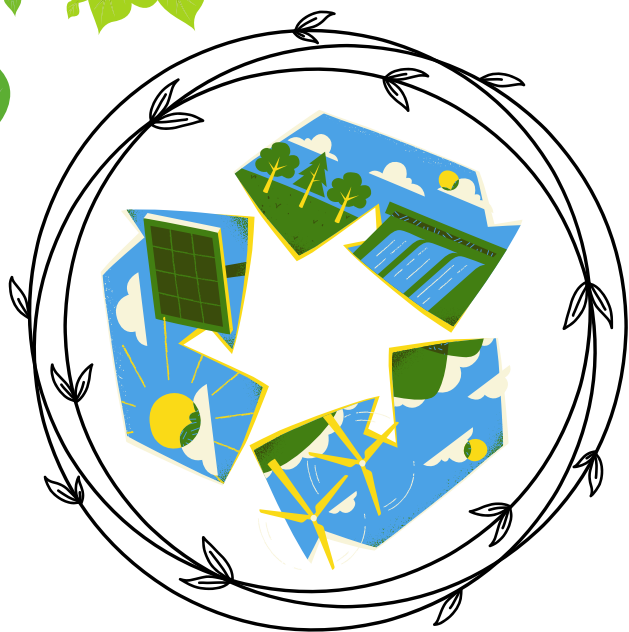




CSR

報告書 2026年版

2026年6月1日



一般社団法人
埼玉県環境検査研究協会

一般社団法人 埼玉県環境検査研究協会
代表理事 野口裕司



当協会は、大気、水質などの環境計量証明業、上水道、受水槽及び浄化槽の法定検査、環境研究や環境啓発などの公益事業という3つの機能を有する機関であり、環境分野におけるCSV（Creating Shared Value：企業と社会の共益の創造）を实践すべき法人であると自覚しています。本報告書は、CSR（Corporate Social Responsibility：企業の社会的責任）の視点から2025年度の取組みをご報告するものです。継続すべき事業に注力して、歩みを止めることなく活動してきた状況をご覧いただければ幸いです。

さて、2025年度は大阪・関西万博が開催され、世界各国のパビリオンに胸を躍らされました。その一方で、アメリカ・イスラエルによるイラン攻撃などの影響により、世界的なエネルギー価格の高騰と物流の停滞が発生し、日本国内でもガソリンや日用品の価格上昇が進むなど、生活および経済への深刻な影響が及んだ1年でもありました。

このように急速に変化する社会環境の中、2023年に登録した埼玉県目標設定型排出量取引制度においては、第3削減計画期間の報告年度を迎え、多くの事業者様より検証業務のご依頼をいただき、地元埼玉県の事業活動に貢献できたと考えております。2025年5月には東京都の「総量削減義務と排出量取引制度」における検証機関登録を行い、更なる事業の拡大を図っております。

当協会は、CO2排出量削減状況の第三者検証をはじめ、各種調査、測定、分析、検査において、「社会に安全と安心を与えるための第三者評価機関」としての役割を担っております。今後も、時代の要請に応じた機関であることを自覚し、これまで培ってきた技術や知見を継承・発展させながら、社会から必要とされ続ける組織を目指してまいります。

今後も、協会が継続的な改善を図り、さらなる成長を遂げていくためには、皆様からのご指導・ご鞭撻が不可欠です。お気づきの点がございましたら、ぜひご意見をお寄せくださいますようお願い申し上げます。

2026年6月

- 対象期間：2025年度（2025年4月～2026年3月）とし、一部同期間の前後を含みます。
- 対象範囲：本部、土呂支所、西部支所の3か所を範囲とします。
- 本報告書はエコアクション 21 環境経営レポートとの統合版として位置付けており、環境経営レポートとしての内容も含まれています。

目 次

1. 協会概要	1
2. 事業内容	6
3. マネジメントシステム等の認定状況	7
4. 環境配慮活動	9
5. 社会貢献活動	16
6. 収益事業を通じた社会貢献	20
7. 内部コミュニケーション	22
8. 外部コミュニケーション	24
9. 代表者の評価と見直し	24
10. 第三者レビュー	25
資料編	26



1 協会概要

名 称：一般社団法人 埼玉県環境検査研究協会
 本 部：埼玉県さいたま市大宮区上小町1450番地11
 西部支所：埼玉県坂戸市八幡1-11-34
 土呂支所：埼玉県さいたま市北区土呂町1-50-4
 従業員数：129名（2026年3月末日現在）



本部



西部支所



土呂支所

組 織 図

役 員

代表理事	野 口 裕 司
専務理事	浅 川 進
常務理事	酒 井 辰 夫
理 事	山 岸 知 彦
理 事	榊 原 稔
監 事	坂 本 和 彦
監 事	加 藤 孝 夫

所 在

本 部（本館・新館・別館）

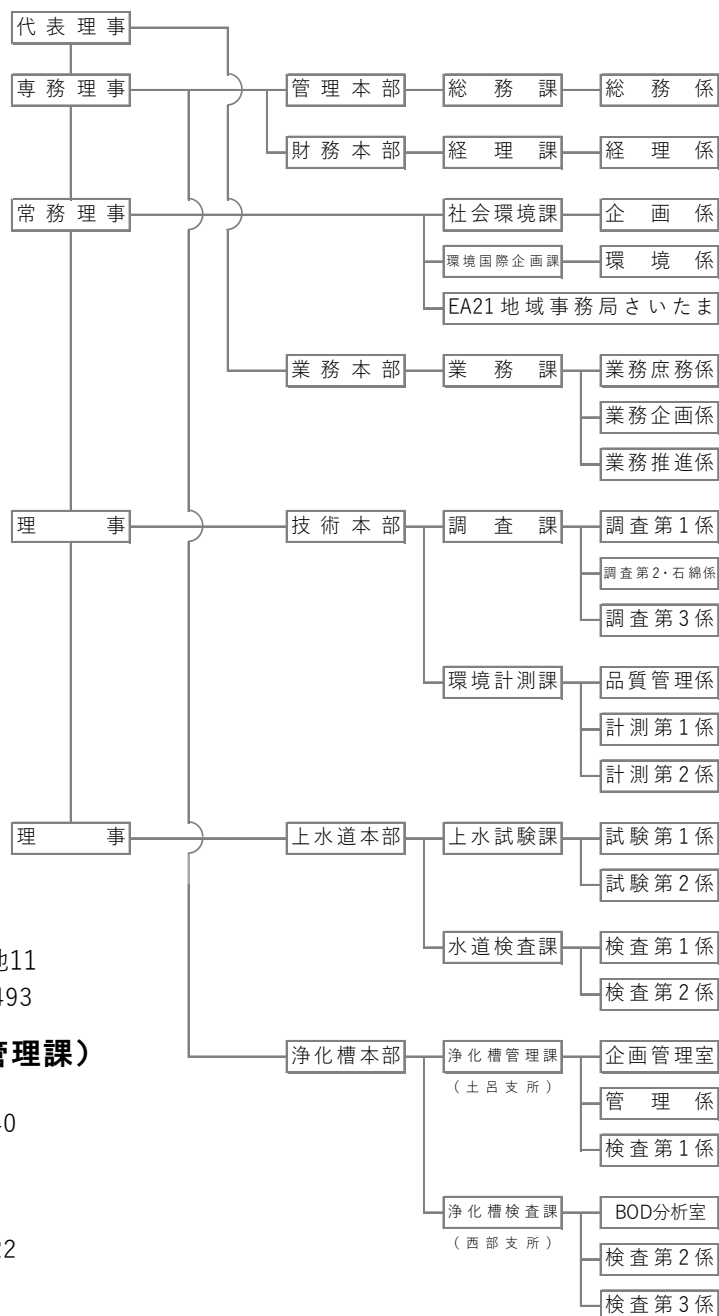
〒330-0855 埼玉県さいたま市大宮区上小町1450番地11
 代表電話：048-649-1151 FAX番号：048-649-5493

土呂支所（浄化槽法定検査センター：浄化槽管理課）

〒331-0804 埼玉県さいたま市北区土呂町1-50-4
 代表電話：048-778-8700 FAX番号：048-778-8740

西部支所（浄化槽検査課）

〒350-0223 埼玉県坂戸市八幡1-11-34
 代表電話：049-284-2911 FAX番号：049-284-2922



基本指針

【基本理念】

一般社団法人埼玉県環境検査研究協会（以下「協会」という。）は「科学的な検査及び研究のもとに、人の健康を保護し、快適な生活環境の保全を図る。」という設立の目的を踏まえて、精度と品質保証の観点から、より高い技術力の確保とサービスの向上を協会運営の基本的精神と心得て、優れた品質を創出し、顧客のニーズと期待に応えます。

協会は、かけがえのない地球、かけがえのない自然を守ることが、人類共通の最も重要な課題の一つであるとの認識に立って、環境への負荷の少ない循環型社会の構築を目指し、役職員一丸となって、積極的に環境の保全と改善活動に取り組み、もって堅実で安定した運営を図ります。

【事業推進方針】

協会は事業を推進するにあたり、基本理念を踏まえ、以下の品質及び環境の保全に関する行動指針に基づき、マネジメントシステムを構築し、推進し、かつ、その維持向上に努めます。

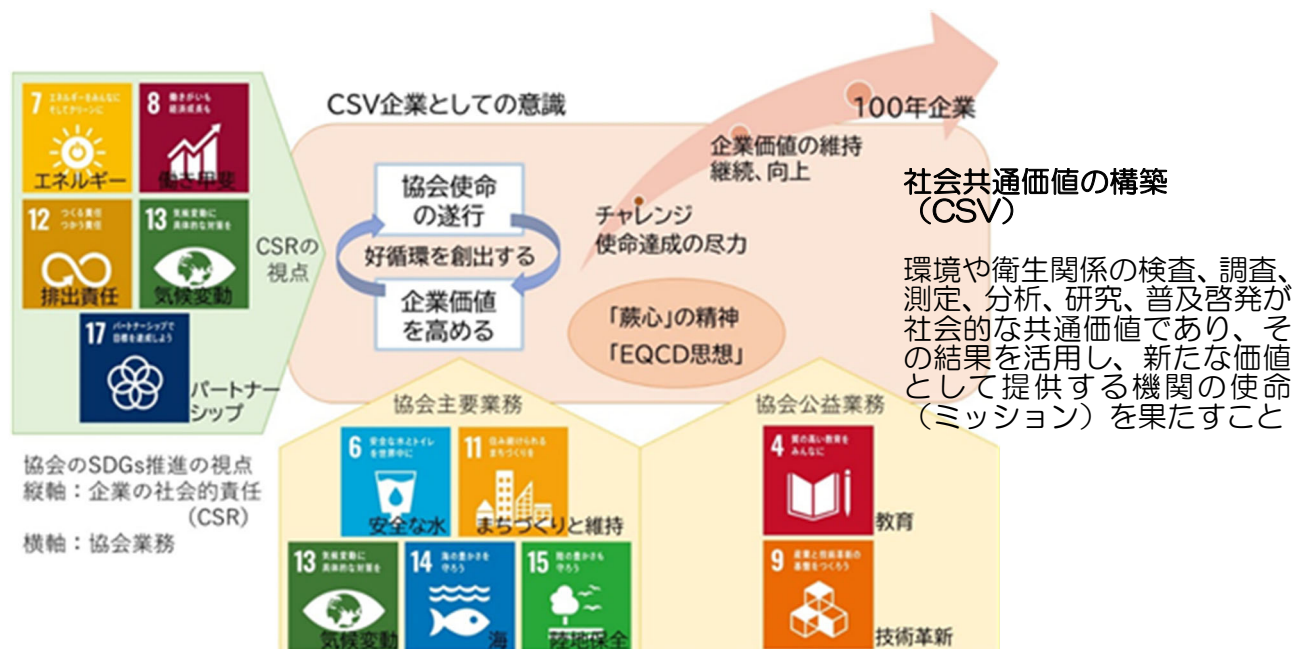
- 1 協会は、すべての事業活動において、品質及び環境へ及ぼす影響を的確に把握し、マネジメントシステムを実行するとともに、その有効性を評価して、定期的な見直しと継続的な改善を図る。
- 2 協会は、関連する法規（法令、条例、規則及び協会が同意する協定）を遵守する。
- 3 協会は、マネジメントシステムの運用を確実にするために、組織上の責任と権限及びこれらの相互関係を明確に定める。
- 4 協会は、社会的責任を自覚し、試験検査機関及び調査研究機関として公正かつ適正な業務を推進することにより、環境保全の向上に努める。
- 5 協会は、自主的な環境保全の取り組みを進め、汚染の予防に努める。
- 6 協会は特に以下の事項について、積極的な環境保全活動に取り組む。
 - 1）節電及び自動車燃料の効率的な使用等の省エネルギー活動により、温室効果ガス排出量の削減に努める。
 - 2）事業に伴う廃棄物の適正な管理に努め、リサイクルの向上を図る。
 - 3）化学物質の管理の徹底を図る。
 - 4）事業所内外の美化活動に努める。
 - 5）簡易専用水道検査の実施を通じて、公衆衛生の向上に努める。
 - 6）浄化槽法定検査の受検率向上により、公共用水域の水質向上に努める。
- 7 協会は、この方針を役職員に周知するとともに、一般に公開する。

2021年6月1日
一般社団法人 埼玉県環境検査研究協会
代表理事 野口裕司

協会の事業推進の視点

環境の検査、調査、分析、研究、普及啓発を業務とする当協会は、まさにそのミッションを遂行することが**社会共通価値 CSV（Creating Shared Value）**の創造になります。

ミッションの遂行にあたって、**企業の社会的責任 CSR（Corporate Social Responsibility）**の視点に常に留意することは、環境 CSV 企業として必要不可欠です。また、CSV 及び CSR の両面において**持続可能な開発目標（SDGs）**の達成に寄与することを目指します。



【基本理念フレーズ】

私共の責務・理念をワンフレーズにすると 「FOR ECO」

- ① For Environment 環境のために
 - ② For Customer お客様のために
 - ③ For Organization そして組織のために
- “For ECO” is connected to “For Oneself” それが「自分のため」につながる



一般社団法人 埼玉県環境検査研究協会
SAITAMA-KEN ENVIRONMENTAL ANALYSIS & RESEARCH ASSOCIATION

2015年9月、「国連持続可能な開発サミット」で193ヶ国の全会一致により「我々の世界を変革する：持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択されました。このアジェンダは、2030年までに、市民や行政、企業等世界中のすべての人が一丸となって、持続可能な発展を実現するための重要な指針であり、17の目標と169のターゲットからなる「SDGs（Sustainable Development Goals）」を掲げています。

SDGsの17の目標との関わりは、下表のとおりです。

一般社団法人埼玉県環境検査研究協会は、FOR ECOのもとに新中期経営計画（対象期間：2025～2029年度）を掲げ、持続可能な社会の実現をめざすことで、SDGsの達成に貢献していきたいと考えています。

協会SDGs行動計画（行動指針）

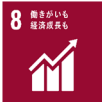
※部署略称（全：全部署、総：総務課、企：社会環境課及び環境国際企画課、調：調査推進課及び調査企画課、計：環境計測課、上：上水試験課、簡：水道検査課、浄：浄化槽管理課及び浄化槽検査課）

SDGsの目標		事業活動		
		カテゴリー	部署	実行項目
	あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する	調査・分析	調・計	環境調査（大気・水域・土壌・室内等における有害化学物質、病原微生物等の調査及びその対策）
		調査・分析	調・計	作業環境測定、化学物質のリスクアセスメント（有害化学物質等による労働者の健康への影響の低減）
		調査・分析	上	上水試験（飲料水の清浄性、安全性の確認）
		施設検査・管理	上・簡	水道技術管理者としての専用水道の管理、簡易専用水道の法定検査（適正管理による安全な飲料水の提供）
		施設検査・管理	浄	浄化槽の法定検査（適正管理による生活環境の保全と公衆衛生の向上）
		新中期経営計画	全	3.1（1）働きがいのある企業 ワークライフバランスの推進
	全てのの人に包摂的かつ公平な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する	社会貢献	全	インターンシップや社会体験等の受け入れ
		社会貢献	全	大学等への講師派遣
		社会貢献	浄	浄化槽管理者講習会への講師派遣
		社会貢献	総・企	環境情報の発信、学習する機会の提供（環境セミナー等の開催、環境ニュースの発行、環境法規や環境課題等の情報提供）
		社会貢献	総・企	環境教育の実施（環境わくわく体験等）
	全ての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する	新中期経営計画	簡・浄	3.3部門別の行動計画 簡易専用水道及び浄化槽の未受検施設の開拓（安全な飲料水の提供、水質保全）
		社会貢献	企	海外における排水処理対策の支援
		行政支援	企	市町村の生活排水処理基本計画等の策定支援
		調査・分析	企	環境技術実証事業等を通じた、水処理技術の環境保全効果の評価
		調査・分析	調・計	河川等の公共用水域や排水等の水質検査
		調査・分析	上	上水試験（飲料水の清浄性、安全性の確認）
		施設検査・管理	企・浄	単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換に向けた活動（公共用水域等の水質保全）
		施設検査・管理	上・簡	水道技術管理者としての専用水道の管理、簡易専用水道の法定検査（適正管理による安全な飲料水の提供）
		施設検査・管理	浄	浄化槽の法定検査（適正管理による生活環境の保全と公衆衛生の向上）
	包摂的かつ持続可能な経済成長及び誰もが完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用を促進する	新中期経営計画	全	2.2（1）人材確保と技術継承
		新中期経営計画	全	3.1（1）働きがいのある企業 ワークライフバランスの推進
		新中期経営計画	全	3.1（3）黒字体質への転換 生産性向上
		調査・分析	調・計	作業環境測定、化学物質のリスクアセスメント（有害化学物質等を扱う労働者の健康保護）
		調査・分析	調・計	室内環境測定（一般的な労働者の健康保護）

SDG s の目標		事業活動		
		カテゴリー	部署	実行項目
9 産業と技術革新の基盤をつくろう 	強靱（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの拡大を図る	新中期経営計画	総	3.3部門別の行動計画 設備投資など中長期的な計画の立案及び管理
		調査・分析	企	環境技術実証事業等を通じた、先進的な環境技術の評価・普及促進
10 人や国の不平等をなくそう 	各国内及び各国間の不平等を是正する	社会貢献	企	環境関連の国際協力事業への参画
		新中期経営計画	全	3.1（2）社会貢献の継続
11 住み続けられるまちづくりを 	包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する	社会貢献	全	防犯パトロール、美化活動の実施、不法投棄の監視
		行政支援	企	市町村の各種行政計画の策定支援
		調査・分析	調・計	環境調査（アスベスト、室内環境、悪臭、騒音・振動等の調査・対策による住民の生活環境の保全）
		施設検査・管理	企・浄	単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換に向けた活動（住民の生活環境の保全）
		施設検査・管理	浄	浄化槽の法定検査（適正管理による住民の生活環境の保全）
12 つくる責任 つかう責任 	持続可能な生産消費形態を確保する	事業活動全般	全	エコアクション21環境経営計画の策定と実行 各種環境法令の遵守（化学物質、廃棄物等の適正管理、排水基準の遵守等）
		事業活動全般	全	GPN（グリーン購入ネットワーク）活動の実施
		調査・分析	企	環境関係法令の遵守診断の実施、改正情報の提供
		調査・分析	企	生活環境影響調査の実施（廃棄物処理施設等の設置・変更時の周辺環境への影響の予測）
13 気候変動に具体的な対策を 	気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる	事業活動全般	全	エコアクション21環境経営計画の策定と実行（電力、自動車燃料使用の効率化等）
		行政支援	企	市町村の地球温暖化対策実行計画の策定支援
		調査・分析	企	環境技術実証事業を通じた、気候変動対策技術（空調の効率化等）の環境保全効果の評価
		調査・分析	企	省エネ診断の実施・温室効果ガス排出量検証の実施
14 海の豊かさを守ろう 	持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する	調査・分析	全	海へ流入する河川における水質調査・対策による海洋環境の保全
		施設検査・管理	浄	浄化槽の法定検査（適正な維持管理による河川の水質改善によって海洋汚染を防止）
15 陸の豊かさも守ろう 	陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用、土地の劣化の阻止・回復、生物多様性の損失を阻止する	調査・分析	企	生物多様性復元事業調査の実施
		調査・分析	調・計	土壌環境等の調査及び対策による陸域環境の保全
17 パートナリシップで目標を達成しよう 	持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化	新中期経営計画	全	2.2（1）人材確保と技術継承
		社会貢献	全	災害時、有害化学物質等の調査、大規模水質事故への対応に関する協定
		調査・分析	企	環境技術実証事業等を通じた、製品開発支援事業への協力

SDGs 行動指針に基づく各課の取り組みの主な成果

総務課・経理課

取り組み	資格・技能の取得推進
行動計画 目標	簡専・浄化槽検査員、水道技術管理者の増員【当該資格取得3名以上】及び資格取得率アップ【資格取得率1.5%アップ】
実績	浄化槽検査員1名、簡易専用水道検査員1名が資格取得をした。 また、上記資格を含む注視している資格の取得率は4.3%アップと目標をクリアした。 引き続き資格取得を推奨し、できるだけ多くの職員がどこの部署でも対応できる人材育成に努めていきたい。
実施状況	★★★
SDGs目標	

社会環境課・環境国際企画課

取り組み	EA21地域事務局さいたまにおける管轄登録事業者数の維持
行動計画 目標	環境マネジメントシステムであるEA21の普及促進活動を行い、地域事務局さいたま管轄の登録事業者数を115社以上とする。
実績	2025年度末時点において、地域事務局さいたま管轄の登録事業者数は127社となり、前年度と比較して8社増加した。このうち、普及活動とした事務局さいたま実施の個別相談会を契機として、認証・登録まで繋がった事業者が6社と大半を占めた。
実施状況	★★★
SDGs目標	

業務課

取り組み	ガソリン使用量の削減と燃費の向上
行動計画 目標	前年度と比較しガソリン使用量の削減と燃費の向上が達成したかの確認を行う。
実績	ガソリン使用量は前年度が5,298.8Lに対して今年度は4,907.8Lであり7.4%の削減となり目標を達成した。 燃費は前年度が17.4km/Lに対して今年度も17.4km/Lで、燃費は向上せず、目標は達成できなかった。 今後も目標に向けて環境に配慮した運転を心がけるよう取り組みを行う。
実施状況	★★★
SDGs目標	

調査課

取り組み	令和6年度との比較で、平均燃費1%以上の向上
行動計画 目標	調査課車両の平均燃費が、令和6年度と比べ1%の向上ができていないかの確認
実績	毎月、令和6年度の平均燃費と比較し、燃費の良い運転ができていないかの確認を行った。年間6回（6ヵ月）の燃費向上を確認した。また、年間平均で令和6年度の年費と比較して2.8%の向上が認められ、目標を達成できた。 今後も、燃費の良い運転、低燃費車両への更新検討をすすめて、環境に配慮した活動を継続していく。
実施状況	★★★
SDGs目標	

環境計測課

取り組み	リサイクル対象産業廃棄物の分別の推進
行動計画 目標	サーマルリサイクル、マテリアルリサイクルへの分別／リサイクル対象産業廃棄物の分別の推進
実績	埋立処分等をしていた廃プラスチック類をサーマルリサイクル又はマテリアルリサイクルとして分別し、廃プラスチック類の約82%をリサイクル対象産業廃棄物とすることができた。
実施状況	★★★
SDGs目標	

上水試験課

取り組み	水道水質検査の信頼性の確保
行動計画 目標	外部精度管理、内部精度管理を通じて検査結果の精度を確認し、良好な結果を得ることをもって日頃の品質検査結果の信頼性を確保する。
実績	令和7年度に参加した環境省、埼玉県、一般社団法人全国給水衛生検査協会の外部精度管理調査はいずれも良好な結果であり、第三者による適正な検査機関との評価を得られた。なお、環境省の実施した外部精度管理調査においては「第一群」に分類され、検査の実施方法においても適正であると評価された。 また、社内で行う内部精度管理においても良好な結果が得られた。 これらにより、上水試験課で行う日頃の品質検査においても一定の精度と信頼性があることが確認された。
実施状況	★★★
SDGs目標	

水道検査課

取り組み	簡易専用水道設備管理による公衆衛生の維持・向上～簡易専用水道法定検査受検率の向上
行動計画 目標	法定検査受検率向上のための検査基数の増加／年間基数6,915施設（現場検査6,425施設、書類検査490施設）
実績	令和7年度簡易専用水道検査における受検率は6,506施設（現場検査6,031施設、書類検査475施設）で、計画に対する受検率は94.1%となり、目標を達成することができなかった。今後の検査においても丁寧で分かりやすい検査に努めるとともに、埼玉県主催の県及び市町村の担当者向けである簡易専用水道の管理の検査に係る研修会に協力し、水質管理の重要性や未受検指導の重要性を説明し、給水施設の衛生管理・公衆衛生の向上と受検率向上へ貢献をしていく。
実施状況	★★★
SDGs目標	

浄化槽管理課・検査課

取り組み	河川公共用水域水質向上～浄化槽法定検査受検率向上～
行動計画 目標	法定検査受検率向上のための検査基数の増加と受検案内返信率増加／7条1,800基、11条45,740基、依頼返信率90%
実績	諸々の社会情勢の影響もある中、7条は目標基数を下回ったが、11条は上回った。（7条 1,753基、11条 46,702基） 依頼返信率は90.0%となり、こちらは目標と通りの結果となった。 法定検査受検率の向上は当面の課題であり、河川及び公共用水域の水質向上並びに環境衛生面に大きく関係する為、引き続き検査基数の増加（特に指定採水員制度の推進）及び検査依頼の返信率増加に向けて、関係各所と協力しながら努力していく。
実施状況	★★★
SDGs目標	 

2 事業内容

測定・分析	法定検査
水質 ● 河川水、湖沼水、地下水、プール水及び排水等の分析 ● 浴槽水の水質分析 ● 飲料水の水質分析 ● 建築物衛生法に基づく飲料水水質分析 ● 農薬分析 大気 ● 大気汚染物質の測定 (大気環境調査、降下ばいじん、二酸化硫黄、窒素酸化物、浮遊粒子状物質、有害大気汚染物質等の測定) ● 煙道排ガスの測定 (硫酸酸化物、ばいじん、窒素酸化物、塩化水素、その他有害物質の測定) 底質・土壌 ● 底質及び土壌の溶出試験及び含有試験 騒音・振動 ● 工場騒音、振動の測定 ● 環境騒音、振動の測定 悪臭 ● 悪臭成分の化学分析 ● 三点比較式臭袋法による臭気指数及び濃度測定 ● 三点比較式フラスコ法による臭気指数測定 廃棄物 ● 有害化学物質の分析 ● ゴミ質組成分析 ● 焼却残渣等の分析 作業環境 ● 粉じん、特定化学物質、金属類、有機溶剤、騒音等 空気環境 ● 建築物衛生法に基づく測定 ● 学校環境衛生基準等に基づく測定 ● 室内空気中化学物質の測定 その他 ● ダイオキシン類 ● アスベスト調査 ● 放射性物質測定 ● 生物調査 ● 内分泌かく乱化学物質（環境ホルモン）による汚染状況調査	上水試験 ● 水道法第 20 条に基づく水質検査 [国土交通大臣・環境大臣登録検査機関] 簡易専用水道検査（受水槽有効容量 10m³ を超える施設） ● 水道法第 34 条の 2 に基づく検査 [国土交通大臣・環境大臣登録検査機関] 小規模貯水槽水道の水質検査（受水槽容積 10m³ 以下の施設） ● 給水栓からの水の水質検査 浄化槽検査 ● 浄化槽法第 7 条、第 11 条に基づく検査 [埼玉県知事指定検査機関]
	調査・研究等
	● 水質環境、土壌汚染、大気汚染に関する調査 ● 土壌汚染対策法に基づく調査[環境大臣指定調査機関] ● 生活環境アセスメントに関する調査 ● 各種実態調査 ● 生活環境影響調査 ● 環境及び労働安全衛生対策の実証 ● 各種基本計画策定の支援 (ごみ処理基本計画、生活排水処理基本計画、地球温暖化対策実行計画、水安全計画等) ● 環境報告書作成支援 ● 温室効果ガス排出量検証業務 [埼玉県登録検証機関] ・ [東京都登録検証機関]
	普及啓発・情報提供・社会貢献
	● 「環境ニュース」の発行 ● 環境関連法規などの各種情報の提供 ● 講演会及び講習会の開催並びに講師派遣 ● 研修発表、データ集計及び解析業務 ● 国、地方公共団体及び関係団体等の催事への協力 ● 「環境セミナー」、環境イベントの開催 ● 環境学習の企画提案 ● エコアクション 21 地域事務局さいたま ● エコアクション 21 認証取得の支援 ● 清掃美化活動（彩の国ロードサポート等）



分析風景



河川調査の様子

主な有資格者

Ⅰ. 測定・分析に必要な代表的資格		Ⅱ. 法定検査に必要な代表的資格		Ⅲ. 分析、事業活動を行う上で必要な代表的資格	
・技術士	4名	・水道技術管理者	6名	・公害防止管理者	19名
環境部門	2名	・簡易専用水道検査員	41名	・特定化学物質作業主任者	16名
上下水道部門	1名	・水道水質検査員	24名	・有機溶剤作業主任者	13名
衛生工学部門	1名	・浄化槽技術管理者	14名	・一般劇物毒物取扱者	5名
・環境計量士	11名	・浄化槽検査員	55名	・特別管理産業廃棄物管理責任者	3名
・測量士	1名	・浄化槽管理士	24名	・放射線取扱主任者	1名
・土壌汚染調査技術管理者	4名			・埼玉県検証主任者	4名
・作業環境測定士（1種、2種）	12名			・東京都検証主任者	3名
・臭気判定士	9名				
・特定建築物石綿含有建材調査者	9名				
・アスベスト診断士	2名				
Ⅳ. 現場作業に必要な代表的資格		Ⅴ. 調査・研究等で必要な代表的資格			
・酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者	50名	・博士（工学）	4名		
・二級小型船舶操縦士	5名	・労働衛生コンサルタント	1名		
		・品質マネジメント審査員補	1名		
		・廃棄物処理施設技術管理者	3名		

3 マネジメントシステム等の認定状況

協会は、1998年11月に品質マネジメントシステムISO 9001の運用を開始しました。環境マネジメントシステムについては2001年1月にISO 14001を取得しISO 9001との統合システムを運用してきましたが、ISO 14001を返上し、2019年3月にエコアクション21（EA21）の認証・登録を行い、事業活動における温室効果ガスや廃棄物の削減などの環境対策と経営効率の向上を推進しています。

EA21については2007年12月から地域事務局として認定を受け、県内企業等への本システムの普及や認証・登録の支援を行っています。

また、分析業務に関する精度管理・品質保証（水道GLP、ISO/IEC 17025）に関する認定も受けており、業務の質の向上を常に図り、信頼の確保・向上に努めています。

さらに、多様な働き方実践企業（プラチナ）の認定を受け、従業員がいきいきと働ける職場環境づくりを推進しています。

品質・環境マネジメントシステム規格の認証取得

ISO 9001（品質）及びエコアクション21（環境）の認証を取得し、統合マネジメントシステムとして運用しています。



環境マネジメントシステムの普及支援

環境省の策定したガイドラインに基づく第三者認証登録制度「エコアクション21」の普及促進を行う地域事務局として、2007年12月1日に認定を受けています。
地域事務局名：エコアクション21 地域事務局さいたま 認定番号：044



水質・環境分析の精度管理・品質保証

水道 GLP



JWWA-GLP097 水道 GLP 認定

2013 年 5 月 28 日に、水道水質検査結果の精度と信頼性保証を確保する、水道水質検査優良試験所規範（略称：水道 GLP）の認定を受けました。

ISO/IEC 17025



当協会は、ISO/IEC 17025 を認定基準とした国際 MRA 対応 ASNITE 試験事業者（認定識別：ASNITE0119 Testing）です。

ASNITE を運営する認定機関（IAJapan）は、APAC 及び ILAC の相互認証に署名しています。

認定された範囲は限られていますので、ご確認ください。

当協会の試験対象は環境水、地下水、原水、上水等の一部項目です。

SDGs に関する取組み



埼玉県 SDGs パートナー第 1 期登録事業者として登録

「埼玉県 SDGs パートナー」は、全県のステークホルダーがワンチームで SDGs の達成に向け取り組んでいく「埼玉版 SDGs」を共に推進する県内企業団体の登録制度です。

当協会は、2021 年 1 月 31 日付けで第 1 期登録事業者として登録（登録 No.000064）されました。

なお、2024 年 3 月 31 日に報告を行い、取り組みを推進しています。（報告は 3 年毎に行います。）



埼玉県環境 SDGs 取組宣言

「埼玉県環境 SDGs 取組宣言企業制度」は、環境分野の SDGs のゴールの達成に向けた取組を宣言し、一定の要件を満たす企業等の取組を県ホームページ等で発信し、支援する制度です。

当協会は、2020 年 9 月に取組を宣言しました。また、取組に関する定期報告を 2025 年 10 月に行っています。

多様な働き方・労働安全に関する取組み



埼玉県多様な働き方実践企業（プラチナ）の認定

「多様な働き方実践企業認定制度」とは、仕事と家庭の両立支援を目的に、テレワークなど、多様な働き方を実践している企業などを埼玉県が認定する制度です。当協会は 9 つの認定項目のうち 7 つ以上に該当する最高位である「プラチナ」に認定されました。

SAFE コンソーシアム・埼玉県 SAFE 協議会

「SAFE コンソーシアム」は、労働災害を改めて社会問題としてとらえ、顧客も含めたステークホルダー全員で解決策を考え、取り組んで行くことを目的としています。当協会は、2023 年 2 月 7 日に登録し、労働安全衛生対策の効果検証や化学物質の管理支援を進めています。

2026 年 3 月 31 日現在の取得状況

4 環境配慮活動



エコオフィス計画 ～ 地球温暖化防止に向けて ～

協会は、主として事業活動に伴う温室効果ガスの削減のために、2003 年度からエコオフィス計画を策定し、環境配慮活動に取り組んでいます。2025 年度、本部、西部支所、土呂支所の3か所でのエコオフィス活動は以下のとおりです。

<目標>

No.	項目	目標内容	単位	主管部署	対象部署	基準年度 2024年度	年度目標 2025年度
環境負荷							
1	二酸化炭素排出量の削減	CO2排出量/売上高 の削減	kg-CO2/千円	総務課	全部署	0.37	△1%
	電力使用量の削減	年間使用量の削減	kWh	総務課	全部署	618,930	△1%
	ガソリン・軽油使用量の削減	1台あたり年間使用量の削減 (車両平均燃費の向上)	L/台	総務課	車両使用部署	1,020	△1%
	都市ガス使用量の削減	年間使用量の削減	m	総務課	全部署	6,262	△1%
2	水使用量の削減	年間使用量の削減	m	総務課	全部署	2,325	△1%
3	グリーン購入の推進	対象品購入率	%	総務課	全部署	94.8%	91.0%以上
4	廃棄物の適正管理及び排出抑制	分析に必要な量を減らす目標設定は合理的でないため、適正管理活動の計画を目標とする。	—	総務課	全部署	—	適正管理
5	化学物質の取扱量の適正管理	取扱量の適正管理 (4物質) ヘキサ、ジクロロメタ、トルエン、クロロホルム	t(トン)	環境計測課 (総務課)	(環境計測課含む全該当部門分)	第1種0.14	±0
6	4Sの実施、美化活動、整理整頓、ロードサポート	事業所内外の美化活動の実施 ロードサポートの実施 (西部支所) 整理整頓デーの実施	美化活動 年間回数 ロードサポート 年間回数 (西部支所) 整理整頓デー 実施回数	総務課	全部署	美化活動年間12回 ロードサポート 年間9回 整理整頓デー 年間12回実施	美化活動年間12回 ロードサポート 年間9回 整理整頓デー 年間12回実施
サービスの提供							
7	簡易専用水道設備管理による公衆衛生の維持・向上～簡易専用水道法定検査受検率の向上	法定検査受検率向上のための検査基数の増加	現場検査、書類検査 年間実施施設数	水道検査課	同左	現場6,213施設 書類 489施設	現場 6,425施設 書類 490施設
8	公共用水域(河川)水質の向上～浄化槽法定検査受検率の向上	法定検査受検率向上のための検査基数の増加、受検案内返信率増加	7条、11条検査 受検率%、年間実施基数 案内返信率%	浄化槽管理課 浄化槽検査課	同左	7条 1,721基 11条 43,561基 返信率 90.6%	7条 受検率90%以上 11条 前年度5%増 返信率 90%
9	環境意識の醸成、啓発、環境配慮型政策の推進	EA21認証取得支援・研修会の実施 環境セミナー・環境学習等の実施 環境コースの発行	支援・研修会 年間回数 セミナー・学習等 年間件数 コース 年間発行回数	社会環境課 総務課	同左	支援・研修会4回 セミナー・学習3件 コース4回	支援・研修会 年間4回以上 セミナー・学習等 年間3件以上 コース年間4回発行

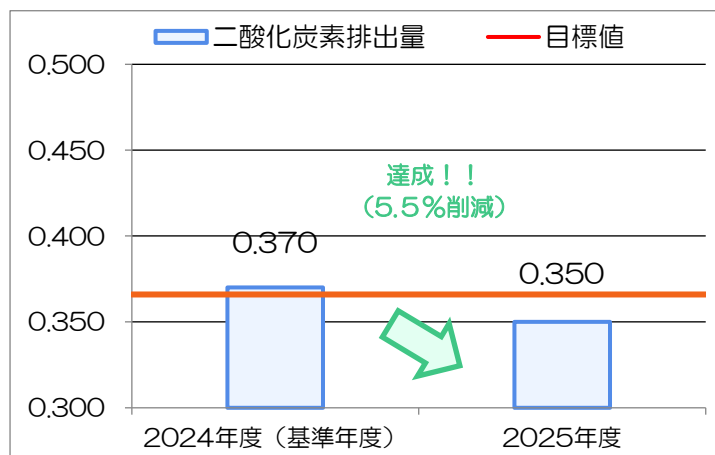


<2025 年度実績>

【1-1】 二酸化炭素排出量の削減



目標達成



2025 年度の売上高当たりの二酸化炭素排出量は、0.350 (kg-CO₂/千円)、基準年度比削減率 5.5% となり、目標値である基準年度比削減率 1.0% を大幅に上回って達成することができました。

協会の二酸化炭素排出量は、電力使用に伴うものが 62%、ガソリン・軽油使用に伴うものが 35%、都市ガス使用に伴うものが 3% となっています。電気と車両燃料の削減対策の着実な推進が重要です。

引き続き、電力使用量と車両燃料使用量の削減、効率化な対策を進めていきます。



※2025 年度二酸化炭素排出量総量：425,766 (kg-CO₂)

※2025 年度電力排出係数 (R6 年度実績 R8.2 公表値)

別館 東京ガス(株) 0.368 (kg-CO₂/kWh)

本館・土呂支所 東京電力伊勢・パ・トナ(株) 0.452 (kg-CO₂/kWh)

新館・西部支所 (株)エネワンでんき 0.379 (kg-CO₂/kWh)

※2024 年度 (基準年度) 電力排出係数は前計画期間のため下記により算定

別館 東京ガス(株) 0.219 (kg-CO₂/kWh)

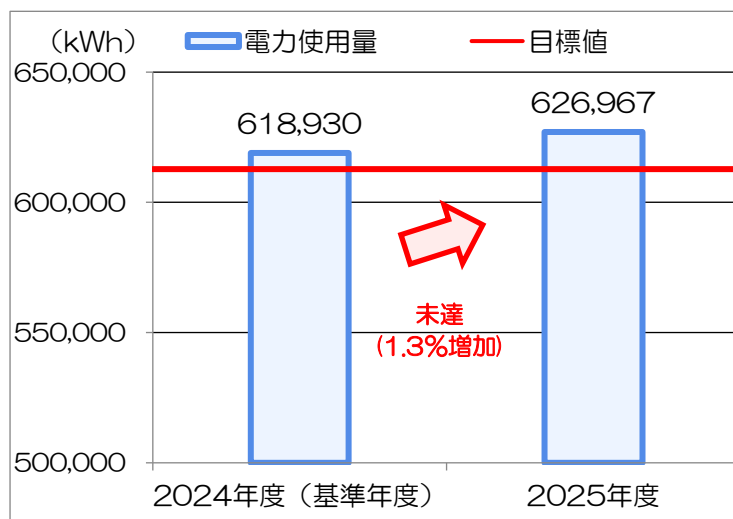
本館・土呂支所 東京電力伊勢・パ・トナ(株) 0.457 (kg-CO₂/kWh)

新館・西部支所 (株)エネワン 0.448 (kg-CO₂/kWh)

【1-2】 電力使用量の削減



目標未達



2025 年度の電力使用量は、626,967 (kWh)、基準年度より 1.3% 増加となり、目標値を達成することができませんでした。

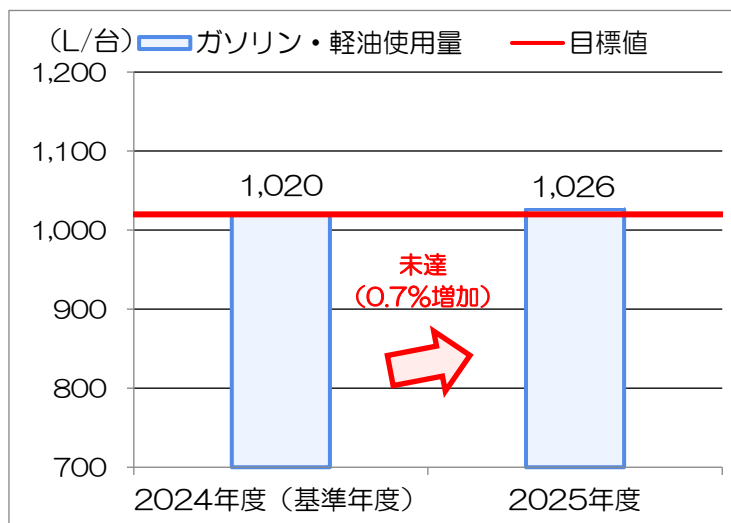
主な要因としましては、全体的な受託業務量の増加、浄化槽法定検査の休日対応による執務室使用時間の増加が考えられます。

引き続き、ソフト面での対策（エアコンの適温設定（冷房時 28℃、暖房時 20℃目安）、No 残業 Day（毎月 25 日）の実施、クールビズ・ウォームビズの推奨、エアコンの定期清掃など）を実施して効率的な電力使用に努めていきます。



【1-3】 ガソリン・軽油使用量の削減

目標未達 



2025 年度の全車両数は、軽自動車 49 台、ハイブリッド車 3 台、その他のガソリン及びディーゼル自動車 10 台の計 62 台です。

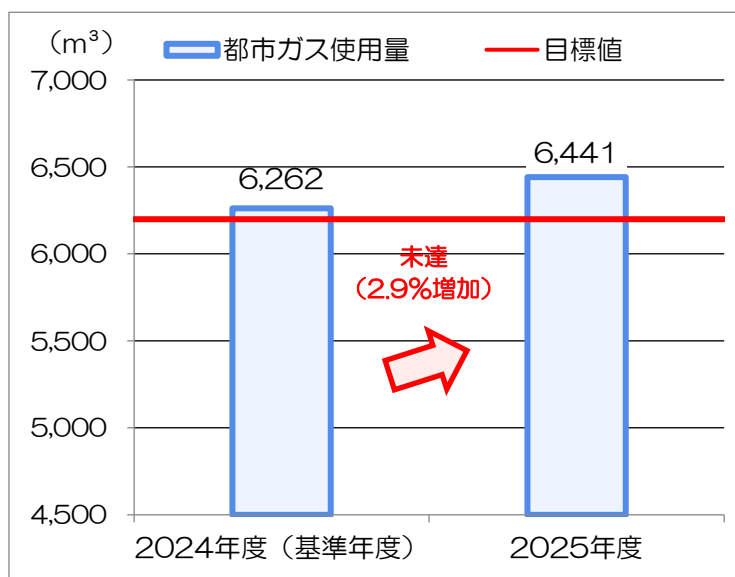
2025 年度のガソリン・軽油使用量は 1,026 (L/台)、基準年度に比べ 0.7%の使用増加となり、目標としている基準年度比削減率 1.0%を達成することができませんでした。

引き続き、エコドライブ、アイドリングストップの徹底、軽自動車等の低燃費車両への入れ替え、カーナビゲーションシステムによる効率的なルート選択により、ガソリン・軽油使用量の削減に努めます。



【1-4】 都市ガス使用量の削減

目標未達 



2025 年度の都市ガス使用量は、6,441 (m³)、基準年度に比べ 2.9%の増加となり、目標としている基準年度比削減率 1.0%を達成することができませんでした。

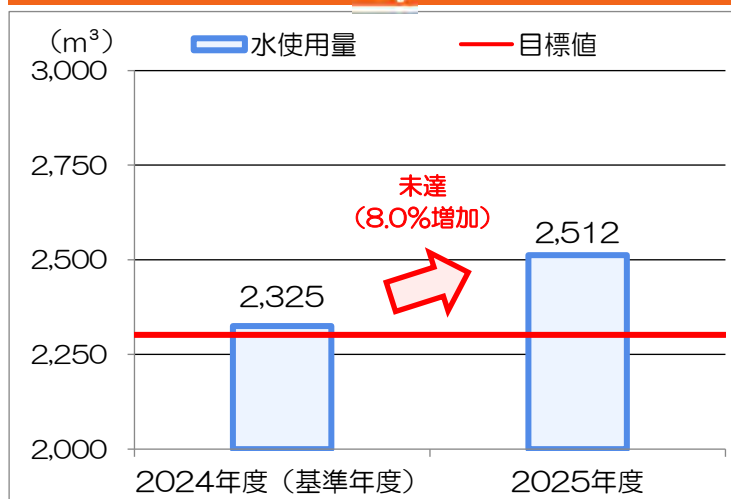
主な用途は空調設備利用ですが、業務量増加による執務室使用時間が増加したことによりです。

今後もエアコンの適温設定、クールビズ・ウォームビズなどの実施による都市ガス使用量の削減に努めます。



【2】 水使用量の削減

目標未達 



2025 年度の水使用量は、2,512 (m³)、基準年度に比べ 8.0%の増加となり、目標としている基準年度比削減率 1.0%を達成することができませんでした。

受託業務量の増加、浄化槽法定検査業務の増加に伴い水質分析等の試料が増加し、採水容器の洗浄作業や検体試料の調整などが増加したことが考えられます。

今後も日々の節水対策の励行により水使用量の削減に努めます。



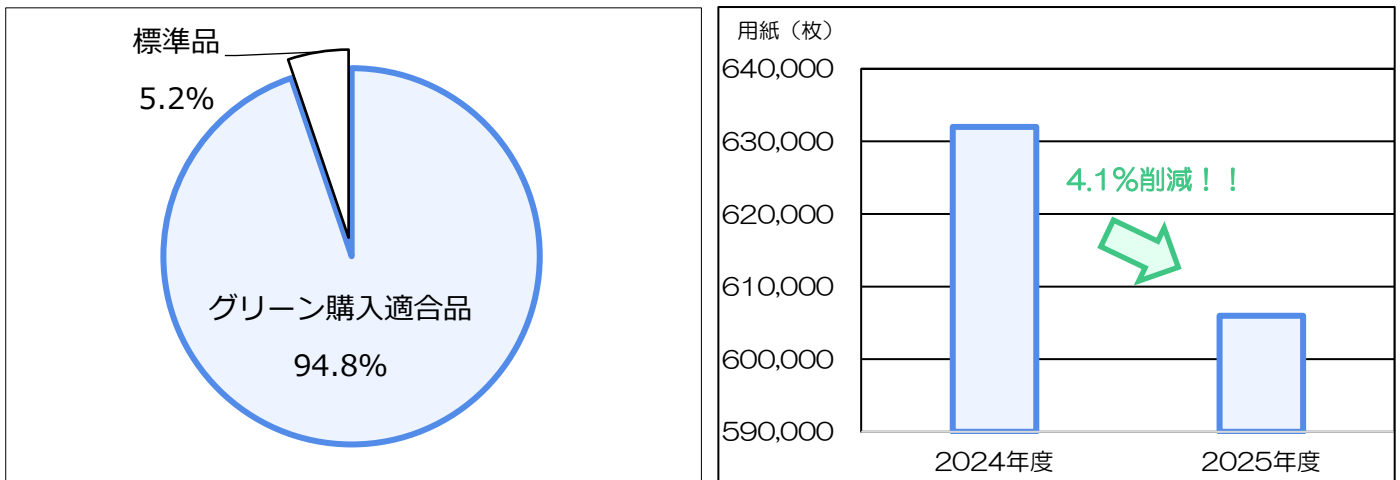
【3】 グリーン購入の推進

目標達成 

協会は、埼玉グリーン購入ネットワーク（埼玉 GPN）の会員であり、温室効果ガス排出量など環境負荷の低減に繋がるグリーン購入を推進しています。特に使用量の多い用紙類についてはリサイクル用紙の積極的な利用を進めるとともに、使用量自体の削減に努めています。

2025 年度のグリーン購入率は 94.8% となり、目標値（91.0% 以上）を達成しました。引き続き、グリーン購入適合品の購入を推進し、温室効果ガス排出量など環境負荷の低減に努めます。

また、用紙購入枚数は 606,000 枚でした。このうち、リサイクル用紙は全てで、リサイクル用紙利用率は 100% でした。引き続き、購入品目を厳選してグリーン購入法適合品をはじめとする環境配慮型商品の購入率を維持させることに努めていきます。なお、用紙使用量は前年度から 4.1%（26,000 枚）減少しており、今後も使用量の抑制に努めていきます。



【4】 廃棄物の適正管理及び排出抑制

目標達成 

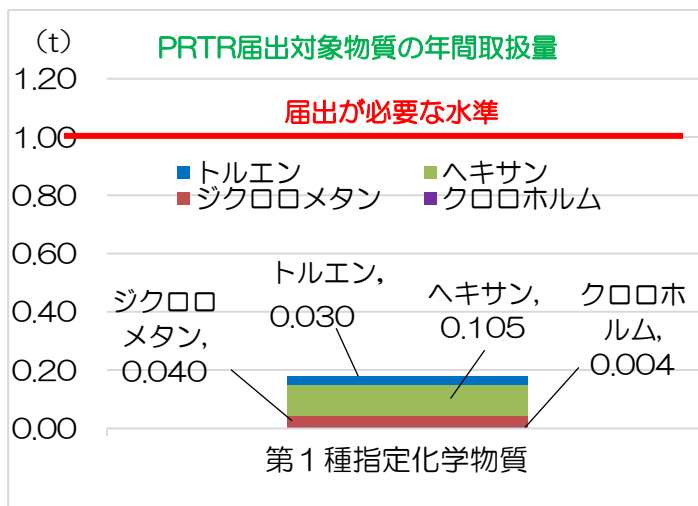


廃棄物の排出においては、各従業員が分別の徹底や排出抑制に取り組んでいます。分別状況については、年4回（6月、9月、12月、3月）巡視しており、適切に管理されていたことを確認しています。また、一般廃棄物排出量を秤量して排出状況を把握しています。巡視結果は、環境教育の機会などで従業員にフィードバックし、廃棄物の適正管理に努めています。



【5】 化学物質の取扱量の適正管理

目標未達 



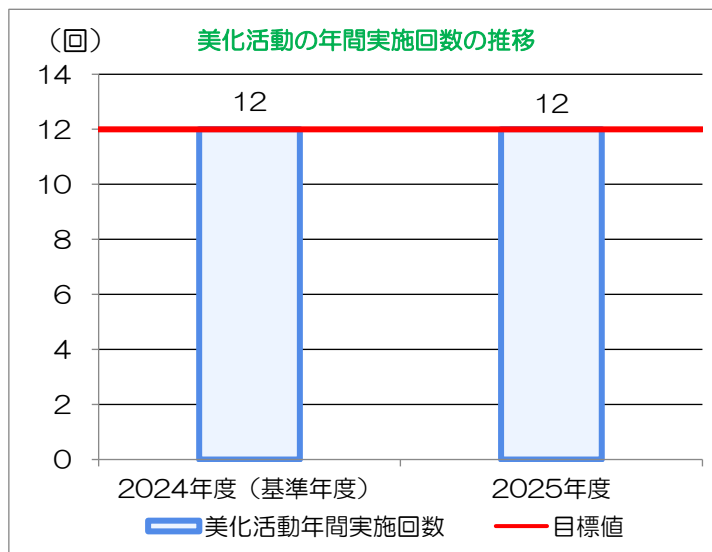
PRTR 法は、第 1 種指定化学物質ごとの年間取扱量が 1 t 以上、特定第 1 種指定化学物質は 0.5 t 以上、また、埼玉県生活環境保全条例及びさいたま市生活環境の保全に関する条例では、条例で上乗せした 44 物質を含む各化学物質の年間取扱量が 0.5 t 以上である場合、届出が必要とされています。

協会は年間取扱量が少ないため、法及び条例の届出対象とはなっていませんが、対象化学物質のうち、分析用試薬として使用量の多い 4 物質を注視しています。

2025 年度の取扱量は、年間目標値「第 1 種指定化学物質 4 物質の合計 0.14 t」に対して、合計 0.183 t であり、維持管理目標を達成することができませんでした。

【6】 4S の実施、美化活動、整理整頓、ロードサポート

目標達成 

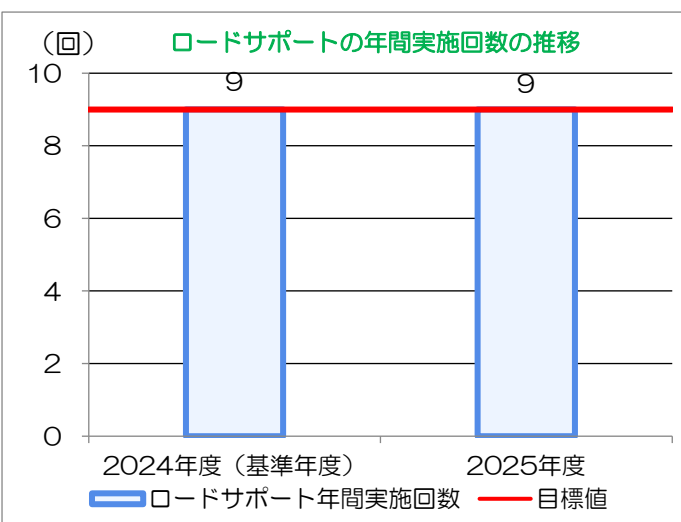
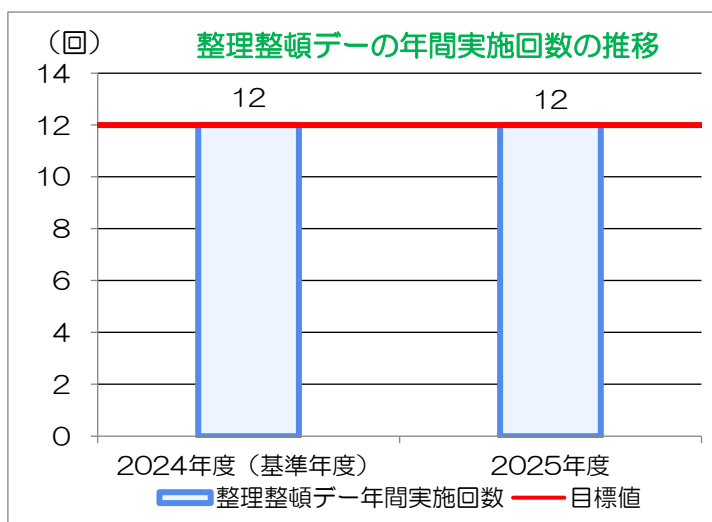


毎月1回、事務所周辺の美化活動（西部支所ではロードサポートを実施）を実施しています。併せて、同一日を協会内整理整頓デーとし、日々の活動に加えて、4S の向上を目指しています（「5－7 美化活動」の項を参照）。

2025 年度は、美化活動と整理整頓デーともに目標「年間 12 回」を掲げ、活動しました。

この結果、年間 12 回実施し目標を達成しました。また、ロードサポートに関する目標値「年間 9 回」に対して、年間 9 回実施し目標を達成しました。

引き続き、美化活動を継続実施すると共に、協会内の整理整頓を実施し 4S の向上に努めます。



【7】 簡易専用水道設備管理による公衆衛生の維持・向上 ～ 簡易専用水道法定検査受検率の向上 ～

目標未達 

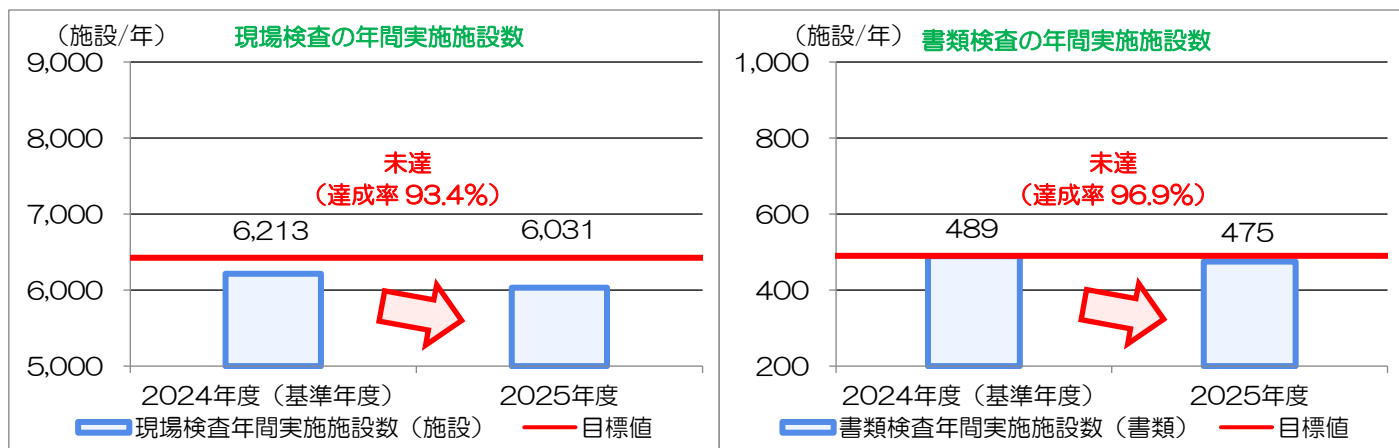


協会は、水道法第 34 条の 2 第 2 項の簡易専用水道の管理について、国土交通大臣・環境大臣登録検査機関として簡易専用水道設備の検査を実施しています。現場検査の年間実施施設数及び書類検査の年間実施施設数を目標値に定め、簡易専用水道設備管理による公衆衛生の維持・向上を目指しています。

2025 年度、現場検査の年間実施施設数は、目標値 6,425 施設に対し 6,031 施設（達成率 93.4%）となり、目標を達成することはできませんでした。

また、書類検査の年間実施施設数は、目標値 490 施設に対し 475 施設（達成率 96.9%）となり、目標を達成することはできませんでした。

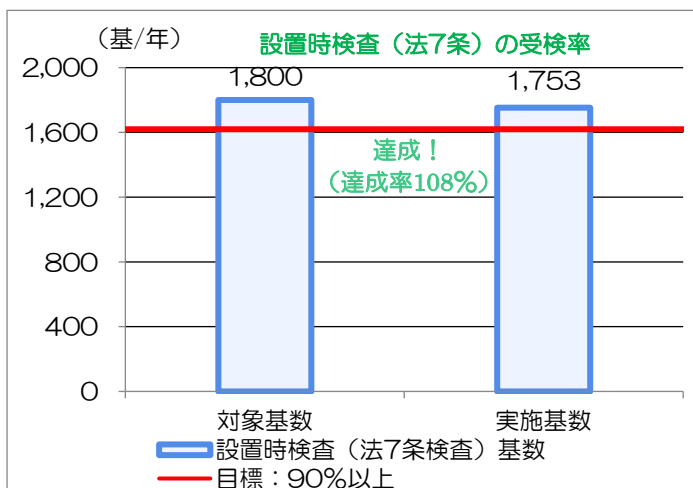
埼玉県で公表している簡易専用水道施設数の統計資料によると、施設数は横ばいで推移し、受検率も 7 割程度で推移しています。依然として約 3 割が法定検査未受検であり、引き続き簡易専用水道の利用者に対して検査の必要性をお伝えし、法定検査の受検率向上に努めます。



【8】 公共用水域（河川）水質の向上 ～ 浄化槽法定検査受検率の向上 ～ 目標達成

協会は、埼玉県知事指定検査機関として浄化槽の法定検査を実施しています。浄化槽は河川などの公共用水域の水質向上を図る上で大きな役割を担っています。

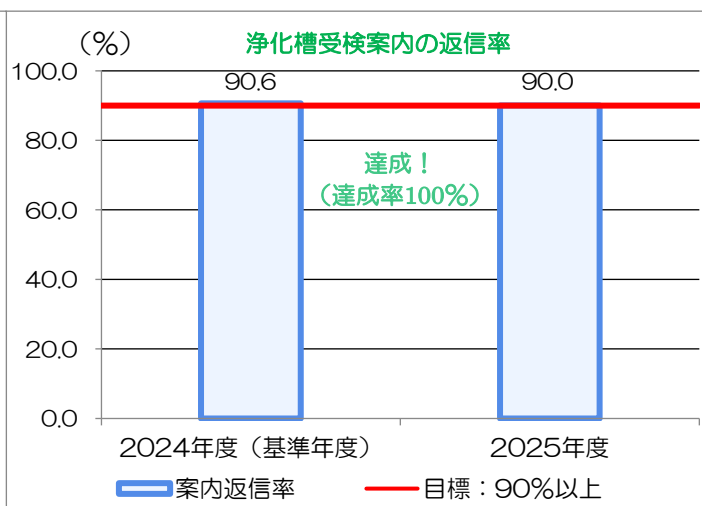
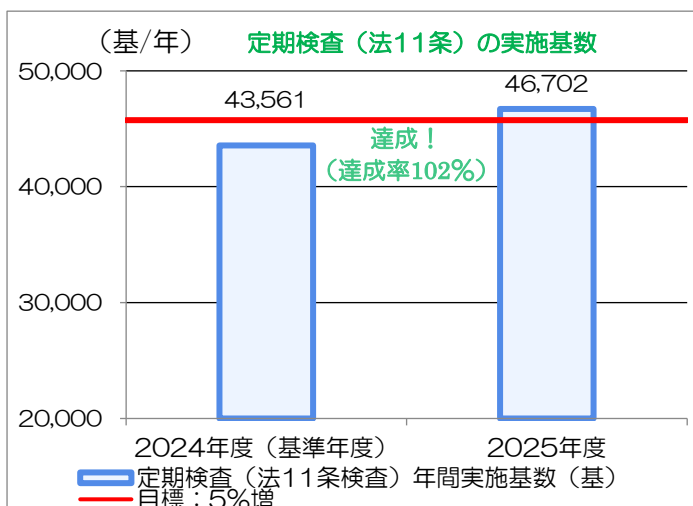
浄化槽設置時の検査（法7条検査）の検査基数及び年1回の法定検査（法11条検査）の検査基数について、受検率と検査基数の目標値を定め、浄化槽設置者に対して積極的に受検案内を実施しました。併せて、受検率向上対策の一環として受検案内の返信率を目標値に定めて評価を行いました。

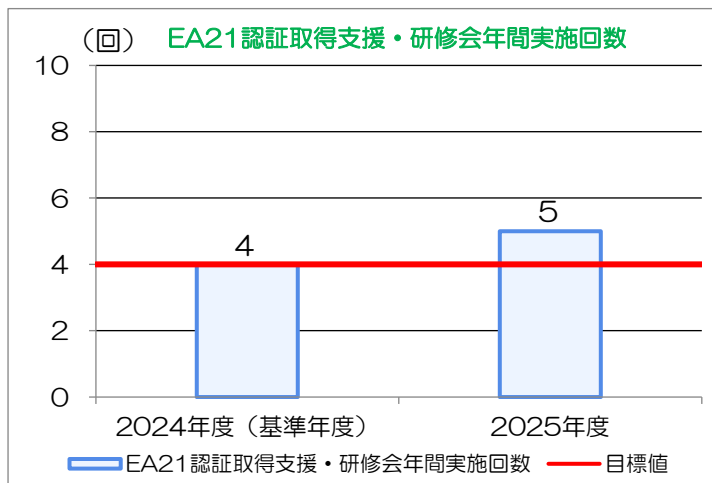


2025年度、設置時の検査（法7条検査）は、当該年度の対象基数に対する受検率目標 90%以上を掲げ、対象基数 1,800 基に対し 1,753 基実施（達成率 108%）、定期検査（法11条検査）は、前年度5%増の基数目標に対し、46,702 基実施（達成率 102%）となり、どちらも目標を達成することができました。

また、受検案内返信率は、目標値 90%に対し 90.0%（達成率 100%）となり、こちらも目標を達成することができました。

引き続き、県及び関係団体と連携して法定検査の必要性をお伝えし、受検率向上に努めます。



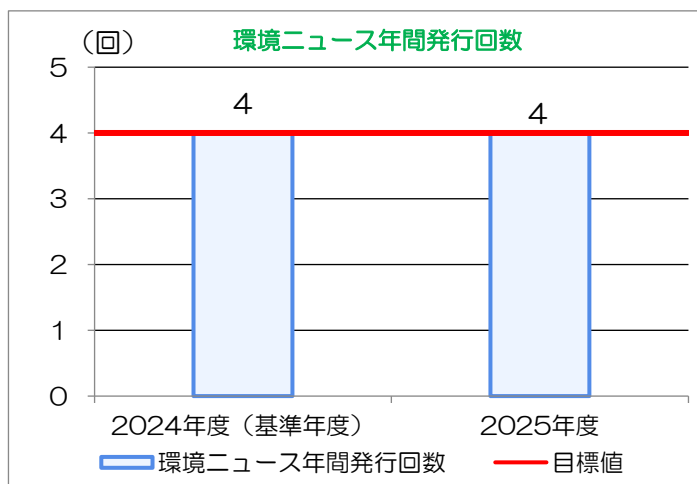
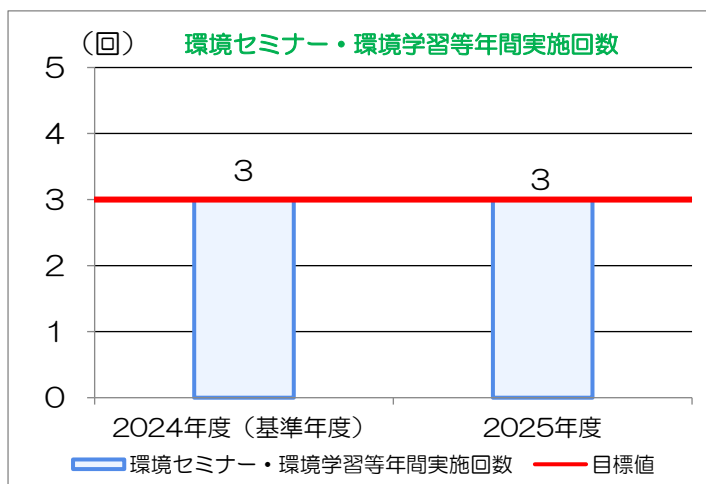


2025 年度は、EA21 認証取得支援・研修会に関する目標値「年間実施回数 4 回」に対して年間 5 回実施し、目標を達成しました。

環境セミナー・環境学習等については、目標値「年間実施回数 3 件」に対して年間 3 件開催し、目標を達成することができました。

環境ニュースの発行については、目標値「年間発行回数 4 回」に対して年間 4 回発行し、目標を達成しました。

今後も各種の環境啓発事業や EA21 関連事業などについて、その内容の充実を図りながら、継続的に実施して地域の環境意識の醸成に努めます。



（補足メモ）

・廃棄物の適正管理について

産業廃棄物のうち、分析作業で発生する廃棄物（ピペット、試験管、ポリビンなどのプラ廃棄物）は、これまでの埋立処分や焼却処分からサーマルリサイクル又はマテリアルリサイクル処分をすることで、環境への負荷の低減に努めています。

・化学物質の取扱量について

これまで PRTR 届出対象物質のうち、「アセトニトリル」「トルエン」「ジクロロメタン」の 3 物質を取り上げていましたが、分析試薬として比較的使用量の多い「ヘキサン」「トルエン」「ジクロロメタン」「クロロホルム」の 4 物質に変更しました。

2025 年度受託業務量の増加により、分析検体数も多くなり、使用頻度の高いこれら 4 物質の取扱量が増加となりました。

5 社会貢献活動



2025 年度は環境セミナーの開催、環境フォーラム実行委員への参加、環境わくわく体験、インターンシップの受け入れ、打ち水の環への参加、防犯パトロール実施、美化活動実施、環境ニュース発行・ホームページの公開、使用済み切手ボランティア、「インカレ SDGs プロジェクト」への寄付贈呈、エコアクション 21 地域事務局さいたまの運営などの社会貢献活動を行いました。

社会貢献活動を通じて、より多くの方々に環境への関心を高めてもらうことを目的として、環境学習の機会や環境情報を提供しています。企業市民として地域とのパートナーシップを築き、地域と共に発展することを目指し、地域とのコミュニケーションを大切にしていきます。

5-1 環境セミナーの開催

第 23 回環境問題の現況と将来を展望するセミナーを 9 月 3 日に埼玉会館ラウンジとオンラインの併用で開催しました。

埼玉県気候変動適応センターを運営する埼玉県環境科学国際センター（CESS）との共同開催で、さいたま市にご後援を、認定 NPO 法人環境ネットワーク埼玉、埼玉グリーン購入ネットワーク及び NPO 法人環境サポート埼玉にご協賛をいただきました。

当日は会場に 66 名、オンラインでは北海道から熊本県まで 107 名、計 173 名と多くの方々にご参加いただきました。

今回のテーマは、「異常気象 その実態と対応 ～暑熱環境を中心に～」です。昨今の猛暑や酷暑に気候変動がどう影響しているのか、最新の科学的知見を学びつつ、適応策に関する技術や取組について情報共有を図ろうとするものです。



基調講演では、「国内外で近年発生した気象災害・酷暑と気候変動の影響～脱炭素は何のため？～」と題し、東京大学大気海洋研究所准教授 今田由紀子氏にご講演いただき、取組報告として埼玉県気候変動適応センター 大和広明研究員より「熱中症予防に向けた埼玉県の暑さ指数の実態と活用」、株式会社 Nature Innovation Group 丸川照司代表取締役より、「雨傘のシェアリングと日傘への展開」、最後に当協会の環境国際企画課長の岸田直裕から環境省の環境技術実証事業の実証機関として取り組んだ「暑さ対策としての人工芝やミストの技術開発の評価事例」について報告があり、盛況のうちにセミナーは終了しました。

参加者の皆様へのアンケート（回収率 57%）では、98%以上の方から「非常に参考になった」「参考になった」と回答いただきました。

参加者の皆様へのアンケート（回収率 57%）では、98%以上の方から「非常に参考になった」「参考になった」と回答いただきました。



5-2 環境フォーラム実行委員への参加

行政主催の環境フェアやフォーラムなどのイベントに対して、環境啓発品の提供、パネル展示、職員の派遣などを行っています。環境フェアは、10月18日にさいたま新都心駅東西自由通路で開催された「さいたま環境フェア2025」に実行委員として参画し、事業者、学校、行政などによる環境保全活動についての展示で「VR ゴーグルを使って河川調査の現場を疑似体験しよう」でブース出展参加しました。実際の河川調査現場の様子についてVR ゴーグルを用いて体験してもらい、河川調査の意義などを知ってもらいました。実際のサンプリング道具展示、透視度測定体験を実施し、映像やパンフレットによるサンプリングの業務紹介を行いました。また、ブースを訪れた参加者には再生紙で作った協会名入りボールペンの配布を実施しました。



天候にも恵まれ、イベント全体としては3,740名の参加者が訪れ、当協会ブース来訪者は66名と大勢の方にご参加いただき、来場した多くの方々に環境について関心を持つ機会を提供できました。

5-3 県民の日協賛イベント・環境わくわく体験



11月14日の埼玉県民の日に、小学生向けに環境に関することを身近に学んでもらうため「環境わくわく体験」を当協会本部（さいたま市大宮区）敷地内にて開催しました。地域住民の方々との交流を図りながら、子どもたちが楽しみながら学べるような体験型学習の提供や環境に配慮した活動方法の紹介、環境問題に対して分かりやすく解説を行うイベントとして、2006年より継続して開催しています。

今回で第19回目の開催となり、多くのお子さまに参加いただき、さいたま市環境対策課によるコーナーを含め、3つのコーナーを体験していただきました。「ボトルフラワーを作ってみよう」では、廃棄予定の分析用小瓶を使用し、ボトルフラワーを作成し持ち帰ってもらうもので、お子さまたちはオリジナルのボトルを夢中で作成していました。「VR ゴーグルで河川調査を疑似体験」では、実際の河川調査現場の様子についてVR ゴーグルを用いて体験してもらい、河川調査の意義などを知ってもらいました。また、「エコドライブクイズ」は、さいたま市環境対策課によるブースで、会場内のあちこちに貼られた問題用紙を探しながらクイズを楽しみ、エコドライブに関することを学んでいました。

3つのコーナーを体験したあとの「お楽しみコーナー」は、マジックハンドを使い、消しゴムをつかみ取りしてプレゼントするというもので、みなさんにお楽しみいただきました。

約40名の参加者があり、アンケートでは全員が“また参加したい”との回答をいただき、非常に好評の結果となりました。「楽しかった」「新しいことを知れてよかった」などの感想をいただき、今後もより楽しい、環境に興味を持っていただけるような体験イベントにしていきたいと思えます。



5-4 インターンシップの受け入れ



8月18日～8月29日にかけて、日本大学生産工学部の学生（1名）をインターンシップとして受け入れ、水質分析、河川採水などの業務を体験してもらいました。

実際の業務を体験することで、「自分は何をやりたいか」「何が向いているか」が明確になり、就職活動における自己分析が深まったのではないかと思います。

5-5 打ち水の環への参加

7月25日に埼玉県地球温暖化防止活動推進センター（特定非営利活動法人環境ネットワーク埼玉）が主催した「埼玉打ち水の環 2025」へ参加しました。夏を涼しく過ごすための昔ながらの工夫である打ち水を、参加者で一斉に行い、連日の猛暑の中、ひと時の涼を楽しみました。

打ち水には貯留した雨水や飲料水等分析用試料（保存期間経過後の廃棄試料）を活用し、廃ペットボトルを再利用したお手製のひしゃくを使用しました。これからも少しでも暑さを和らげるために、引き続き効果的に打ち水を実施し、打ち水をとおした夏のエコライフを広げて、温暖化対策のために省エネ・低炭素型製品の購入・サービスの利用や行動に努めていきます。



5-6 防犯パトロール



埼玉防犯のまちづくりに関する協定締結事業者の活動として「防犯のまちづくり宣誓書」に基づき、地域における犯罪抑止力の向上に寄与するため、毎月1回、腕章・団体名・イラスト入りスタッフジャンパーを着用し、地域美化活動・防犯パトロールに取り組んでいるほか、営業車両運行中に防犯の目となることを意識し、不審者を見かけた場合は積極的に通報するように心掛けています。

5-7 美化活動

本部、各支所では、日々、事務所周辺の美化に努めるとともに、毎月1回全従業員が参加し、施設周辺や周辺道路、近隣住宅を中心に清掃美化活動を実施しているとともに、西部支所では彩の国ロードサポートに参加しており、県道39号線周辺の清掃美化活動を年9回実施し、快適で美しい道路環境づくりを推進することに寄与しました。



5-8 環境ニュースの発行・ホームページの公開



環境ニュースは、環境保全にまつわる今日的課題や法制度に係る解説、研究、評論および啓発などを中心とした定期刊行広報誌として年4回、各4,200部発行し、埼玉県内自治体の環境関連部署、公民館などの公共施設、各種イベント等で無料配布しています。

2025年度は186～189号を発行しました。協会の各種の活動はもとより、環境ニュースや環境関連の法改正情報などを協会のホームページで発信していますので是非ご覧ください。また、2025年度のホームページのアクセス数は、128,570件でした。

今後も、環境ニュースやホームページの内容を充実させ、情報発信に努めます。

協会のHP：<http://www.saitama-kankyo.or.jp/>

5-9 使用済み切手の回収

協会に郵送されてきた郵便物の使用済み切手を回収し、「特公益財団法人日本郵趣協会」に寄付しました。2025年度は、年間累積816gの使用済み切手を回収することができました。

今後も社会貢献活動として、全部署で継続して活動していきます。



5-10 「インカレ SDGs プロジェクト」への支援金寄贈



インカレ SDGs プロジェクト (Incolle SDGs Project) は、大学生、小中高生、地域活動者が連携し、異世代・地域・学校連携型で個別最適な学びと協働的な学びを同時に実現するSDGs達成活動を行うもので、課題研究支援、合同実習・合同実践開催、フォローアップを行っています。

世界は環境問題、貧困や経済格差、紛争などの課題が山積しており、日本の地域も少子高齢化により担い手が不足して崩壊の危機にあり、これらの解決のためには主体的に行動する若い世代を育成・支援することが欠かせないこの活動に賛同し、活動支援金を寄贈しました。

5-11 エコアクション21 地域事務局さいたま -中小事業者の環境への取組を応援しています-



エコアクション21は、中小事業者が取り組み易くPDCAサイクルを備えた環境マネジメントシステムとして、国の地球温暖化対策計画でその認証・登録を推奨しています。また、廃棄物処理法では、その認証・登録を優良産業廃棄物処理業者として認定するための要件としています。

地域事務局さいたまは、7月1日より事務局区分をこれまでの普通地域事務局から基礎地域事務局に変更し、エコアクション21認証・登録制度の普及活動を基幹業務としています。審査時期のご案内、審査申込の受付後、中核地域事務局へ審査手続きの取次を行う他、制度に関する問い合わせ、相談への対応など普及活動に注力した活動を行っています。

普及活動としましては、川越市・狭山市・上尾市・富士見市・坂戸市・日高市・川島町同事業イニシアティブプログラムを支援するとともに、川越市・川越環境保全連絡協議会と普及戦略会議を定期的開催し、6月27日に第4回環境経営・SDGsセミナーを共催しました。

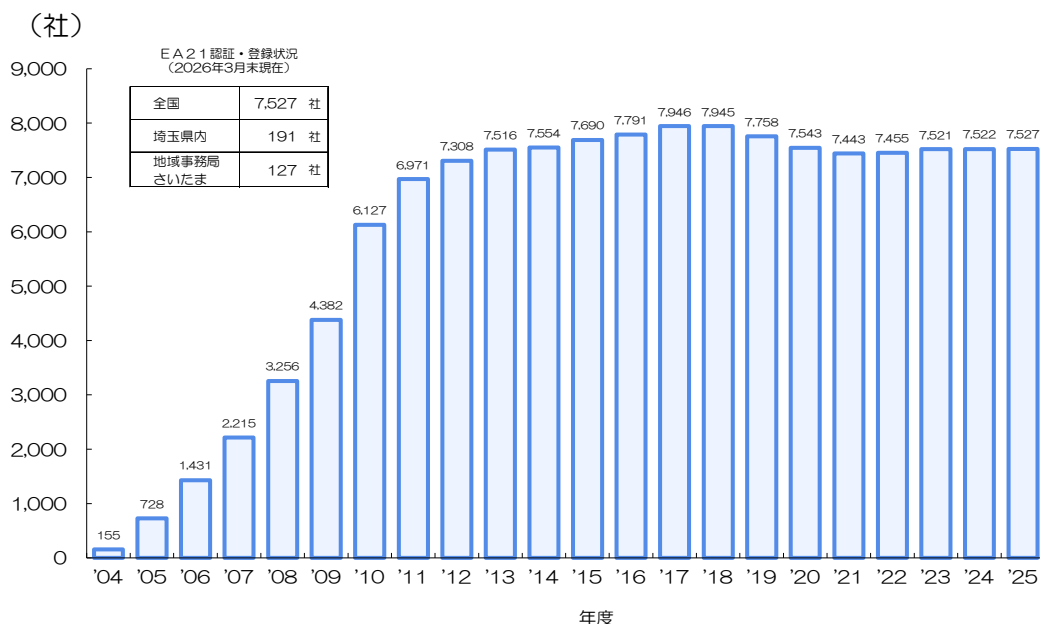
この他、認証・登録を希望される事業者様を対象に個別相談会を実施し、既に認証・登録されている企業へのフォローアップ相談についてもWebや対面会議形式で丁寧な対応を心がけています。

また、長年にわたる当協会の活動に対しエコアクション中央事務局より感謝状を頂きました。



引き続き、中小事業者の環境への取組を応援していきます。

● エコアクション21 認証・登録事業者数の推移



6 収益事業を通じた社会貢献



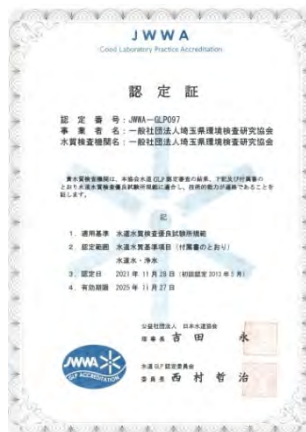
6-1 飲料水分析



水道事業者や専用水道等の事業者が安全な水道水を供給するためには、定期または臨時の水質検査を実施する必要があります。当機関では、これらの事業者にとって水質検査を実施しています。水道法では、水道事業者等に水質検査施設がない場合など、国土交通大臣および環境大臣の登録を受けた機関へ検査を委託できると定められています。当機関はこの登録を受けており、2026 年度から水質基準項目となる「PFOS 及び PFOA」にも対応しています。

良好な水質の水道水を安定的に供給することは、利用者の健康維持に不可欠であるため、検査には迅速性と正確性が求められます。このため、水道 GLP や ISO/IEC 17025 の外部認証の維持、国や県が実施する外部精度管理調査への参加、検査機器の適切な維持管理、検査担当者の技術力向上などを通じて、検査の信頼性確保に努めています。2025 年度の外部精度管理調査では、参加したすべての調査で「適正」の評価を受けました。また、水質異常時には緊急の採水や分析測定に対応できる体制を整えており、2025 年度も水道事業者等から緊急調査の依頼を受けています。

水道法に基づく検査以外にも、「飲用井戸等衛生対策要領」に基づく井戸水の検査、「学校保健安全法」に基づく学校関係の飲料水検査、「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」に基づく特定建築物（一定以上の床面積を有する建物等）の飲料水検査などの依頼にも対応しています。



6-2 環境調査・環境分析

環境負荷の少ない持続的発展が可能な社会を形成するための大気・水質・土壌などの環境測定分析と、事業所の安全で快適な作業環境を形成するための作業環境測定、室内環境測定、生活環境の保全のための騒音・振動・悪臭・廃棄物・石綿事前調査などの各種調査分析を行っています。

環境分析部門では、埼玉県が実施する「埼玉県水質精度管理調査」や「環境省統一精度管理調査」等の外部精度管理に積極的に参加し、良好な結果であるとの評価を得ています。これらの外部精度管理へ参加するとともに、内部精度管理を実施し、技術維持に努めています。さらに、PFOS、PFOA の分析など、新たな項目への対応にも努めています。2025 年度も資格取得に力を入れ、公害防止管理者(水質 1 種、水質 4 種)及び毒物劇物取扱責任者を取得しました。



分析作業で発生する廃棄物は、従来、埋立処分や焼却処分を行っていましたが、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律を遵守し、プラスチック製品をサーマルリサイクル又はマテリアルリサイクルとして処分をすることで、環境への負荷を低減することに努めています。

作業環境を含む調査部門では、公益社団法人日本作業環境測定協会のクロスチェックに毎年参加し合格しています。また、2025 年度石綿分析技術評価事業へ参加し、石綿分析に関しては区分 1(定性分析)及び区分 2(定性分析)で合格しています。さらに、建築物石綿含有建材調査者の養成・技術力向上にも努めています。

このように、環境調査・環境分析に関わる部門として、分析技術力の維持向上に努め、また使用する測定機器はメーカー技術員による定期的なメンテナンスの実施、適宜更新を行うことで、適正な計測体制を整備して信頼性のあるデータの提供に日々努めています。

6-3 浄化槽法定検査（浄化槽法第7条・11条）



浄化槽法に基づく埼玉県知事指定の検査機関として、主に県人口の約3分の2を占める県中央部及び西部地区において浄化槽の法定検査を行っています。

法定検査は、浄化槽の維持管理状況と機能の確認を行い、公共用水域への汚濁負荷の低減を図るものですが、県内の受検率は全国と比べ低迷しています。このため、関係団体と連携して、受検案内の送付や指定採水員制度の活用、浄化槽維持管理一括契約制度の導入の推進など受検率向上のため、県や市町村が行う受検指導に積極的に協力しています。

法7条検査（設置後検査）については、新設住宅着工戸数が伸び悩んでいることもあり、2024年度に比べ約1.9パーセントの増加に留まりました。引き続き、埼玉県及びさいたま市と連携して受検啓発文書の発送及び戸別訪問を行います。

法11条検査（定期検査）の検査基数は、指定採水員検査、検査員検査共に増加し、2024年度に対し、約3,141基増加しました。2023年度から、ときがわ町の市町村設置型浄化槽に指定採水員検査を導入したことにより指定採水員による受検率が向上しました。今後も市町村設置型を採用する地域を中心に指定採水員検査の拡充を推進します。

また、埼玉県知事指定の研修機関として開催する浄化槽管理士研修会は、指定採水員制度の拡充を目指して指定採水員講習と併せて2月に開催しました。その他法定検査に係るBODの測定においては、外部精度管理に参加し、測定技術の維持向上に努めています。



6-4 簡易専用水道検査

マンションや事業所など水道事業体より供給される飲料水を受水槽経由で供給する簡易専用水道に関し、国土交通大臣・環境大臣の登録を受けてその管理に関する検査を行っています。現在、埼玉県をはじめ関東甲信越及び福島県、静岡県を検査区域としています。

検査実施率は、埼玉県約69.8%（全国77.0%）となっており検査としては十分とは言えないことから、県や市町村と協力して検査の促進に努めます。今年度においても埼玉県生活衛生課の主催のもと埼玉県の保健所、市町村担当者を対象に研修会を開催し好評をいただきました。2026年度においても継続して実施することを計画しています。この研修会開催に関しては、埼玉県内に事務所を置く検査機関と合同で県に協力をしています。

また、貯水槽水道は清掃などのメンテナンスが欠かせません。このため、清掃業者に対して維持管理に関する講習会に講師を派遣するなど関係業界への協力を行うとともに、地下水などを自己水源とする専用水道の施設設置者の求めに応じ水道技術管理者を選任してその施設の管理を行っています。



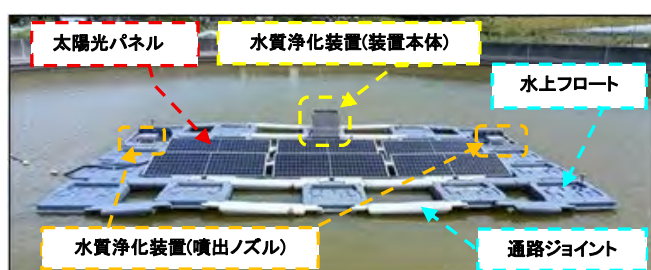
6-5 環境技術実証事業（ETV事業） ～ 実証機関として環境技術を実証しています！ ～

本事業では、既に適用可能な段階にありながら、環境保全効果等についての客観的な評価が行われていないために普及が進んでいない先進的環境技術について、その環境改善効果等を第三者が客観的に実証しています。環境技術を実証する手法・体制の確立を図るとともに、環境技術の普及を促進し、環境保全と環境産業の発展を促進することを目的としています。

協会が2025年度に実証した技術は、「①ミナモソーラーウォータークリーンシステム」、「②水中油モニタ」、「③グリーンチップ® CMF®」です。①は、太陽光発電、水質浄化装置、リサイクル資材から成る水質浄化システムであり、貯水池等の閉鎖性水域の水質を改善することが可能です。②は、水中の油（揮発性有機化合物）を半導体ガスセンサで連続測定する装置であり、工場排水等の異常値の監視を行うことができます。③は、石油由来樹脂に自然素材のセルロースファイバーを高配合で混入させることで、製品製造から焼却処分までに排出される温室効果ガスの削減を可能とします。

これらの技術に対して、試験結果に基づく環境改善効果の第三者評価を行いました。

これまでに実証した技術の実証結果は環境省のホームページに掲載されています。



①の技術（装置）の外観



②の技術（装置）の外観



③の技術（製品）の外観

（図・写真 引用先）環境省 ウェブサイト <http://www.env.go.jp/policy/etv>

7 内部コミュニケーション

協会は、「FOR ECO」を掲げ、環境のため、お客様のための第一に考え、それが自らの組織や従業員個人のためにつながっていくことをモットーとしています。このことは、組織や従業員個人がお客様や環境につながっていること、それを常に認識することを意味しています。協会のすべての従業員がいきいきと働くことができる、働きがいのある職場環境を創ることにより、環境保全とおお客様の満足につながり、地域社会と共に発展していくことができると考えています。風通しのよい組織づくりを心がけながら、事業活動の発展とより働きやすい職場を目指して、働きがいのある職場環境づくりを進めています。



コミュニケーションを図るため、10/11に東京湾貸切クルージングを企画しました。

東京湾での優雅なクルージングを楽しみ、美味しい料理と飲み物を囲いながら

リラックスした雰囲気の中で懇親を深めました。

7-1 働きやすい職場環境のための取り組み



働きやすく働き甲斐のある職場環境づくりのための主な取組は次のとおりです。

職場環境づくりの基本である4S（整理・整頓・清掃・清潔）については、整理・整頓デーを設け、美化活動と併せてチェックリストを用いて、改善活動を推進しています。

人材育成については、技術士、環境計量士等の資格取得にあたって、資格取得時に報奨金を支給し、たゆまぬ成長と自己革新のためのチャレンジを続けていく後押しをしています。また、新入職員、管理者向けの階層別教育の他、全社で環境活動を維持・推進していくための「環境教育」、職員の業務経験から得た事例を発表する「職員研究・事例発表会」等の機能別研修を行っています。

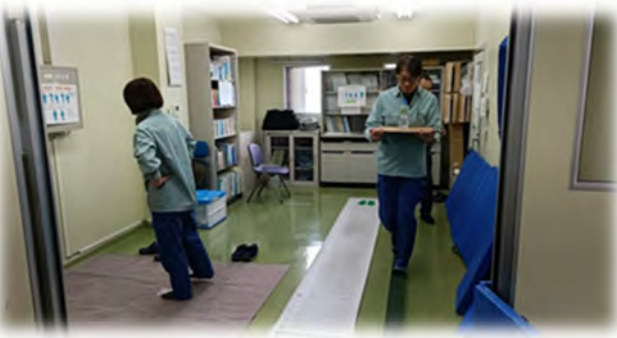
メンタルヘルス対策については、「メンタルヘルス関連研修会」を開催し、職場環境の改善に努めつつ、ハラスメントに関する相談窓口を設置し、パワーハラスメントやセクシャルハラスメントの未然防止に努めています。心理的な負担の程度を把握するための検査（ストレスチェック）及びその結果に基づく面接指導の実施等を内容とした「ストレスチェック制度」に対応し、一次予防（労働者のメンタルヘルス不調の未然防止）を行い、労働者自身のストレスへの気づきを促し、ストレスの原因の排除につなげています。

ワーク・ライフ・バランスについては、厚生労働省「女性の活躍推進企業データベース」への公表（女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画及び女性の活躍に関する情報公表）を行いました。また、小学校就学の始期に達するまでの「育児又は介護のための所定外労働時間の制限の法令上乗せ」、小学校卒業までの「育児短時間勤務の法令上乗せ」を実施しました。

7-2 安全・安心な職場環境のための施策

各種業務の実施に伴う事故を未然に防止し、安全を確保するため、ヒヤリ・ハット報告を徹底しています。マネジメントレビューでは、2025年度に発生したヒヤリ・ハット事例について周知を行い、その情報の共有化を図りました。

分析室や事務所などの職場については、厚生委員会が定期的に巡視を行い危険要因がないか確認するとともに、労働安全衛生法に基づく健康診断や作業環境測定を定期的に実施し、職場環境の維持改善に努めています。



現場作業では、姿勢バランスを崩すことによる転倒、墜落・転落などの危険性があり、併せて職員の高齢化が進行していることから、労働安全衛生対策としてリスクアセスメントの一つである、転倒リスク評価を実施しています。各自の身体能力の現状を認識し、姿勢やバランスを崩す危険な行為の予測又は意識の涵養に役立てていただいています。この転倒リスク評価は、過去に受託して実施した厚生労働省 令和2年度、3年度「高齢労働者安全衛生対策機器実証事業」での知見と経験を活かし、実施しているもの

です。令和3年度から実施し、今回3回目の転倒リスク評価となります。

また、協会は「埼玉県SDGsパートナー」第1期登録事業者として登録されており、SDGs達成に向けた重点的な取組の一つの「埼玉県健康経営認定」に登録しています。認定基準には「体操やストレッチ等の時間設定」、「たばこの害に関する情報提供」などがあるため、これらのことを踏まえ、健康経営の一環として『毎日、各職場でラジオ体操「健康づくりと身体にスイッチON」』、『禁煙チャレンジ』の取組を進めました。



8 外部コミュニケーション



本部では、隣接する一般社団法人埼玉県食品衛生協会検査センターさんと合同で防災訓練を行っています。防災訓練は、単なる安全確認だけではなく、地域や外部機関との連携を強化する重要な「外部コミュニケーション」の場です。実際の災害発生時にスムーズな情報共有と避難誘導、初期消火に対応するため、訓練ではそれぞれの役割分担を確認しています。

外部コミュニケーションとしてはこの他、CSR 報告書の発行・配布を通してお客様や関係者の皆様からご意見をいただき、協会の運営にフィードバックしています。年4回発行している環境ニュースでも各号に必ずアンケートハガキを添付し、協会の業務全般や環境ニュースの内容についてご意見を求め、業務へのフィードバックに努めています。また、環境セミナーやその他の開催イベントにおいてもアンケート調査を実施し、参加者の皆様の声を次の開催に活かしています。

協会の業務においては、様々なお客様と接する機会があることから、こうした際にいただくお客様の貴重な生の声を大切に、さらなるサービス向上に努めています。

また、毎年6月に重要事項等を決定する機関である定時社員総会において、社員の皆様（協会の事業に賛同し、会費を納入いただいている個人・企業の皆様）からご意見を頂戴し、協会の運営に反映しています。

9 代表者の評価と見直し



2025 年度目標については、売上高当たりの原単位で評価している二酸化炭素排出量の削減について目標を達成することができましたが、電気、ガソリン・軽油、都市ガス、水道それぞれの使用量については、削減目標を達成することができませんでした。

浄化槽法定検査の休日対応をはじめ、協会全体的な受託業務量の増加により、執務室や使用機器、移動車両の稼働時間が増加したことにより、各エネルギー使用量が増加したことが主な要因であると考えられます。また、近年の記録的な猛暑に伴う空調負荷の増加も一因であると考えられます。今後は、外部環境に左右されにくい効率的な運用を検討していかなければなりません。

協会の本来業務に係る目標のうち、浄化槽法定検査に関しては目標を達成できましたが、簡易専用水道検査については目標未達成となりました。法定検査制度の目的は、水質異常の早期発見、公衆衛生の向上、環境保全であり、いずれも重要な役割を持っています。今後も、埼玉県及び関係団体と連携し、協会役職員一丸となって法定検査受検率の向上に努めて参ります。

環境意識の醸成、啓発等の社会貢献活動については、「環境わくわく体験」など環境啓発事業の継続実施により、地域住民とのコミュニケーションの維持を図り、「環境セミナー」などを通じて情報発信による社会貢献を継続して進めていきたいと考えています。

最後に、組織は目標を達成することで、従業員の働き甲斐やチャレンジ精神の高揚につながり、より魅力的な企業を作り上げていくことにつながるものと考えます。「本業を通じた社会課題の解決」と「持続的な経済成長」の同時実現を目指し、「環境 CSV 法人」として、お客様、従業員、地域住民の方々等、ステークホルダーの信頼に応えられるような活を続けていきます。



嶋田 知英

NPO 法人環境ネットワーク埼玉 理事



本第三者レビューは、貴協会の「CSR 報告書 2026」を拝読し、第三者の立場から所感を述べるものです。

本報告書は、法人として果たすべき責務を、環境分野における CSV（Creating Shared Value）の実践として明確に位置付けている点が大きな特長であると感じました。環境検査・測定・分析・検証といった事業活動そのものが社会の安全・安心を支える基盤であることを自覚し、「第三者評価機関」としての役割を強く意識した記述は、協会の社会的存在意義を的確に伝えていていると思います。

特に、2025 年からの新たな取り組みとして、東京都の「総量削減義務と排出量取引制度」における検証機関登録を実施している点は高く評価できます。専門性を活かし、制度運用を担う立場として脱炭素社会に貢献しようとする姿勢は、CSV の具体例といえます。

環境負荷低減の面では、廃プラスチックの約 82%をリサイクルできた実績は高く評価でき、廃棄物の適正管理における優良事例といえます。加えて、品質・環境マネジメントシステム規格への対応や、精度管理・品質保証に関する各種認定取得に積極的である点は、検査結果の信頼性確保を支える重要な要素であると感じました。また、資格取得時の報奨金制度など、人材育成への投資も評価できます。さらに、環境セミナーや体験型イベント、インターンシップの受入れなど、地域に根差した社会貢献活動が継続的に展開されている点も特徴的です。専門性を活かした環境教育や情報発信は、協会ならではの社会的価値創出といえます。

一方で、いくつか改善を期待したい点も見受けられます。電力、燃料、都市ガス、水使用量については削減目標が未達となっており、業務量の増加など外部要因の影響があるとはいえ、より踏み込んだ効率化施策の検討が求められます。また、電動車の導入やエコドライブの推進、設備更新などの取り組みについては、具体的な実施内容や効果を記載することで、より理解しやすくなると思われます。

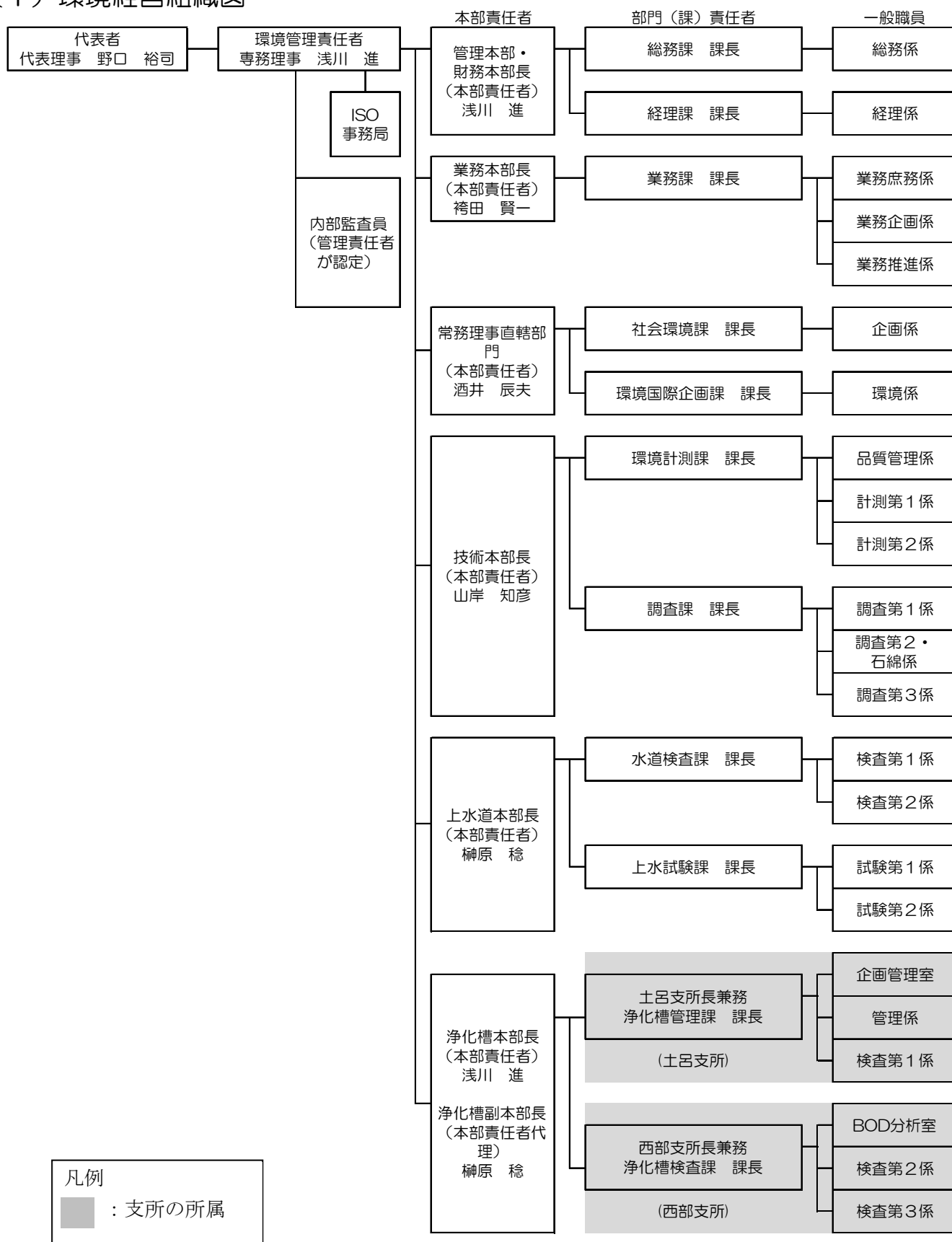
加えて、事業活動に伴う二酸化炭素排出量については、売上高当たりの排出量が改善している点は評価できますが、売上増加や排出係数の変化など改善要因の簡易な分析を加えることで、改善すべき点がより明確になると考えられます。同様に、エネルギー使用増加の背景や施設ごとの条件差などについても補足があると、報告書全体の透明性が一層高まると感じました。

さらに、各指標については、前年度比較に加え中長期的なトレンドを示すことで、取り組みの継続性や進化がより明確になるものと思われます。

総じて、本報告書は、協会が「環境 CSV 法人」として果たすべき役割を誠実に伝える内容であると感じました。今後の継続的改善や他分野への展開に大いに期待したいと思います。

エコアクション21 実施体制（役割と権限）

（１）環境経営組織図



(2) 役割及び権限

役割	権限
ア) 代表理事	最高経営層としての責任と権限を有す。
イ) 副代表理事、専務理事、常務理事、理事	代表理事を補佐する。
ウ) 管理責任者	マネジメントシステムに必要な活動、運用の責任と権限を有す。
エ) 本部長	自部署の計画、製品、プロセスを管理し、統括する。 (本部責任者)
オ) 課長	自部署の計画、製品、プロセスを管理し、統括する。 (部門(課)責任者)
カ) 係長	自部署の計画、製品、プロセスを管理し、監督する。
キ) 内部監査員	マネジメントシステムを監査する。
ク) ISO事務局	管理責任者を補佐し、ISO事務局を所掌する。
ケ) 一般職員 嘱託、契約、派遣職員含む	マネジメントシステムに必要な活動を行い報告する。

エコアクション21 認証・登録範囲（登録事業所の概要）

(1) 事業者名及び代表者名

一般社団法人 埼玉県環境検査研究協会
代表理事 野口 裕司

(2) 所在地(認証・登録の範囲)

本部 〒330-0855 埼玉県さいたま市大宮区上小町1 4 5 0 番地 1 1
土呂支所 〒331-0804 埼玉県さいたま市北区土呂町1 - 5 0 - 4
西部支所 〒350-0223 埼玉県坂戸市八幡1 - 1 1 - 3 4
※全組織、全活動を範囲とする。

(3) 環境管理責任者、担当者氏名及び連絡先

環境管理責任者 浅川 進
担当者 社会環境課 長濱 一幸
連絡先 電話：048-649-5496 FAX：048-649-5493
E-mail：k.nagahama@saitama-kankyo.or.jp

(4) 事業内容

環境に関する測定、分析及び調査・研究
水道事業の原水・浄水の検査
簡易専用水道に関する法定検査
浄化槽に関する法定検査
環境保全活動の普及啓発及び支援

(5) 事業の規模（2025 年度末現在）

売上高 1,215,993千円
従業員数 129 名
事業所延べ床面積 2,914.15 m²

(6) 法人設立年月日

昭和 47 年 5 月

(7) 資本金

一般社団法人につき 0 円

環境経営目標

2025年 4月 1日

No.	項目	目標内容	単位	主管部署	対象部署	基準年度	年度目標	3年目標	
						2024年度	2025年度	2025年度	2027年度
環境負荷									
1	二酸化炭素排出量の削減	CO2排出量/売上高 の削減	kg-CO2/千円	総務課	全部署	0.37	△1%	△1%	△2%
	電力使用量の削減	年間使用量の削減	kWh	総務課	全部署	618,930	△1%	△1%	△2%
	ガソリン・軽油使用量の削減	1台あたり年間使用量の削減 (車両平均燃費の向上)	L/台	総務課	車両使用部署	1,020	△1%	△1%	△2%
	都市ガス使用量の削減	年間使用量の削減	m³	総務課	全部署	6,262	△1%	△1%	△1%
2	水使用量の削減	年間使用量の削減	m³	総務課	全部署	2,325	△1%	△1%	△2%
3	グリーン購入の推進	対象品購入率	%	総務課	全部署	94.8%	91.0%以上	91.0%以上	91.0%以上
4	廃棄物の適正管理及び排出抑制	分析に必要な量を減らす目標設定は合理的でないため、適正管理活動の計画を目標とする。	—	総務課	全部署	—	適正管理	適正管理	適正管理
5	化学物質の取扱量の適正管理	取扱量の適正管理 (4物質) ベンゼン、ジクロロメタン、トリクロロメタン	t(トン)	環境計測課 (総務課)	(環境計測課を含む全該部門分)	第1種0.14	±0	±0	±0
6	4Sの実施、美化活動、整理整頓、ロードサポート	事業所内外の美化活動の実施 ロードサポートの実施 (西部支所) 整理整頓デーの実施	美化活動 年間回数 ロードサポート 年間回数 (西部支所) 整理整頓デー 実施回数	総務課	全部署	美化活動年間12回 ロードサポート年間9回 整理整頓デー年間12回実施	美化活動年間12回 ロードサポート年間9回 整理整頓デー年間12回実施	活動継続	活動継続
サービスの提供									
7	簡易専用水道設備管理による公衆衛生の維持・向上～簡易専用水道法定検査受検率の向上	法定検査受検率向上のための検査基数の増加	現場検査、書類検査 年間実施施設数	水道検査課	同左	現場6,213施設 書類 489施設	現場 6,425施設 書類 490施設	当該年度毎に目標設定	
8	公共用水域（河川）水質の向上～浄化槽法定検査受検率の向上	法定検査受検率向上のための検査基数の増加、受検案内返信率増加	7条、11条検査 受検率%、年間実施基数 案内返信率%	浄化槽管理課 浄化槽検査課	同左	7条 1,721基 11条 43,561基 返信率 90.6%	7条 受検率90%以上 11条 前年度5%増 返信率 90%	当該年度毎に目標設定	
9	環境意識の醸成、啓発、環境配慮型政策の推進	EA21認証取得支援・研修会の実施 環境ヒナ・環境学習等の実施 環境ニュースの発行	支援・研修会 年間回数 ヒナ・学習等 年間件数 ニュース 年間発行回数	社会環境課 総務課	同左	支援・研修会4回 ヒナ・学習3件 ニュース14回	支援・研修会 年間4回以上 ヒナ・学習等 年間3件以上 ニュース年間4回発行	活動継続	活動継続

環境経営計画（環境経営目標毎の具体的取り組み一覧）

2025年4月1日

No.	項目	取り組み内容	実施時期	取組部門	主管部門	該当部門
環境負荷						
1	二酸化炭素排出量の削減	①執務室室温設定（冷房時28℃、暖房時20℃目安に）	通年			
		②No残業Day及び19：00退社（消灯）の励行	通年			
		③クールビズ、ウォームビズの推奨	別途期間明示	総務課	総務課	全部署
		④ITリファインの定期清掃（月1回推奨、美化活動、大掃除）	12月ほか			
	ガソリン・軽油使用量の削減	①エコドライブ・アイドリングストップの励行	通年	総務課	総務課	社会環境課・業務課・調査課・ 上水試験課・水道検査課・ 浄化槽検査課
		②軽自動車等への入替、ドライブレコーダーの導入推進				
	都市ガス使用量の削減	①執務室室温設定（冷房時28℃、暖房時20℃目安に）	通年	総務課	総務課	全部署
		②クールビズ、ウォームビズの推奨				
	水使用量の削減	①給湯室やトイレ等の節水	通年			
		②分析機器や排気装置、洗浄水等の節水		総務課	総務課	全部署
		③夏場の打ち水時の雨水等再利用水の活用				
2	水使用量の削減		通年	総務課	総務課	全部署
3	グリーン購入の推進	グリーンマーク・エコマーク表示商品の購入推進	通年	経理課	経理課	全部署
4	廃棄物の適正管理と排出抑制 排水の適正管理	①廃棄物の適正廃棄、定期的なパトロールによる廃棄物分別増減の把握と排出抑制	通年	総務課・ 社会環境課 （全部署分）	総務課	全部署
		②排水の適正管理（自主基準設定等による管理）				
5	化学物質の取扱量の適正管理	①取扱い化学物質の種類及び量の把握 （※4物質：ベンゼン、トルエン、ジクロロメタン、クロロホルム）	通年	総務課 （環境計測課含む全 該当部門分）	環境計測課 （総務課）	該当物質取扱い部署
		②適正な保管、使用による取扱量の管理（4物質）				
6	4Sの実施、美化活動、整理整頓、ロードサポート	月1回の美化活動、整理整頓Day実施	通年	総務課	総務課	全部門
サービスの提供						
7	簡易専用水道設備管理による公衆衛生の維持・向上～簡易専用水道法定検査受検率の向上	受検率の向上のための検査実施	通年	水道検査課	水道検査課	水道検査課
8	公共用水域（河川）水質の向上～浄化槽法定検査受検率の向上	受検率の向上のための検査実施、受検案内の送付	通年	浄化槽本部	浄化槽本部	浄化槽本部
9	環境意識の醸成、啓発、環境配慮型政策の推進	E&21 認証取得支援・研修会の実施、環境セミナー・環境啓発学習の実施、環境ニュースの発行	通年	総務課・ 社会環境課	総務課・ 社会環境課	総務課・社会環境課

* 当協会で使用している化学物質は種類が多く、使用量が極端に少ないものが多数あり、使用量の多い第1種、特定第1種対象の4物質として2025年度に見直しました。

進捗管理表

環境経営目標ことの進捗管理表

No.		項目	目標内容	単位	基準年度	年度目標	第1四半期				第2四半期				第3四半期				第4四半期累計				20263月末現在
					2024年度	2025年度 (年間目標値)	4月	5月	6月	7月	8月	9月 (半期)	10月	11月	12月	1月	2月	3月 (年間)	第4四半期 (年間)確認				
環境負荷																							
1	二酸化炭素排出量の削減	CO2排出量/売上高の削減	kg-CO ₂ /千円	0370	Δ1% (0.366)	Δ 36 0.099	Δ 84 0.143	Δ 7.1 0.179	Δ 93 0.214	Δ 8.1 0.255	Δ 7.5 0.274	Δ 56 0.292	Δ 53 0.307	Δ 63 0.322	Δ 60 0.338	Δ 62 0.355	Δ 55 0.350	目標クリア					
	電力使用量の削減	電気使用量前年度以下	kWh	618930	Δ1% (612741)	08 49944	Δ 0.1 91743	0.0 137694	1.1 195012	0.4 256720	1.3 318743	1.2 367617	1.3 410215	1.1 458076	1.2 512882	1.6 573250	1.3 626967	目標未達					
	ガソリン・軽油使用量の削減	1台あたり年間使用量の削減(車両平均燃費の向上)	L/台	1020	Δ1% (1010)	Δ 34 75	Δ 65 149	Δ 1.6 245	Δ 0.5 348	0.1 444	1.3 534	0.8 621	Δ 0.1 698	Δ 0.1 777	0.2 855	0.9 937	0.7 1026	目標未達					
2	都市ガス使用量の削減	年間使用量の削減	m ³	6262	Δ1% (6199)	Δ 28 278	Δ 62 380	1.2 696	Δ 2.0 1506	Δ 7.2 2537	Δ 5.6 3457	Δ 4.9 3734	Δ 1.7 3986	0.6 4557	2.1 5227	38 5913	2.9 6441	目標未達					
	水使用量の削減	年間使用量の削減	m ³	2325	Δ1% (2302)	- 360	26 360	- -	1.7 786	- -	3.5 1196	- -	65 1630	- -	81 2072	- -	80 2512	目標未達					
3	グリーン購入の推進	対象品購入率	%	94.8	91.0%以上	-	-	94.9%	-	-	-	-	-	92.5%	-	-	94.8%	目標クリア					
4	廃棄物、排水の適正管理及び抑制	分析に必要な量を減らす目標設定は合理的でないため、適正管理活動の計画を目標とする。	-	-	適正管理	-	-	問題なし	-	-	-	-	-	問題なし	-	-	適正管理						
5	化学物質の取扱量の適正管理 (PRTR) および抑制	取扱量の適正管理及び抑制(4物質)	t(トン)	第1種0.14	±0	-	-	-	-	-	第1種 0.0921 特定 0.00	-	-	-	-	-	第1種 0.183 特定 0.00	目標未達					
6	4Sの実施、美化活動、整理整頓、ロードサポート	事業所内での美化活動の実施 ロードサポートの実施(西部支所) 整理整頓データの実施	美化活動年間回数 ロードサポート年間回数 (西部支所) 整理整頓データの実施回数	美化活動年間12回 ロードサポート年間9回 整理整頓データ年間12回実施	美化活動年間12回 ロードサポート年間9回 整理整頓データ年間12回実施	美化 ロード 整理 100%	美化 ロード 整理 100%	美化 ロード 整理 100%	美化 ロード 整理 100%	美化 ロード 整理 100%	美化 ロード 整理 100%	美化 ロード 整理 100%	美化 ロード 整理 100%	美化 ロード 整理 100%	美化 ロード 整理 100%	美化 ロード 整理 100%	美化 ロード 整理 100%	美化 ロード 整理 100%	目標クリア				
サービスの提供																							
7	簡易専用水道設備管理による公衆衛生の維持・向上への働きかけ 簡易専用水道法定検査受検率の向上	法定検査受検率向上のための検査基数の増加、受検率内返信率増加	現場検査、書類検査、年間実施回数	現場6213施設 書類489施設	現場6213施設 書類490施設	-	-	現場:1384 書類:61 92.9% 87.1%	-	-	現場:2810 書類:127 92.7% 84.7%	-	-	現場:4394 書類:268 93.5% 92.4%	-	-	現場:6031 書類:475 95.4% 96.9%	目標未達					
8	公共用水域(河川)水質の向上への働きかけ 法定検査受検率向上のための検査基数の増加、受検率内返信率増加	7条、11条検査 受検率%、年間実施基数 年内返信率 %	7条1721基 11条43561基 返信率90.6%	7条受検率90%以上 11条前年度5%増 返信率 90%	7条825基 89.3% 11条24033基 113.6% 返信率 85.3%	-	-	7条461基 98.1% 11条11294基 114.7% 返信率 83.3%	-	-	7条825基 89.3% 11条24033基 113.6% 返信率 85.3%	-	-	7条1275基 89.2% 11条36079基 109.0% 返信率 87.9%	-	-	7条1753基 97.4% 11条46702基 106.1% 返信率 90.0%	目標クリア					
9	環境意識の醸成、啓発、環境学習の推進 環境型政策の推進	E&A1認証取得支援、研修会の実施 環境型学習の実施 環境型学習の推進	支援・研修会 年間回数 研修会・学習等 年間回数 研修会・学習等 年間回数	支援・研修会4回 研修会・学習等3件 研修会・学習等3件 研修会・学習等3件	支援・研修会 年間4回以上 研修会・学習等 年間3件以上 研修会・学習等 年間4回以上	研修会 100%	研修会 100%	研修会 100%	研修会 100%	研修会 100%	研修会 100%	研修会 100%	研修会 100%	研修会 100%	研修会 100%	研修会 100%	研修会 100%	研修会 100%	研修会 100%	目標クリア			

次年度の環境経営目標

2026年4月1日

No.	項目	目標内容	単位	主管部署	対象部署	基準年度	年度目標	3年目標	
						2024年度	2026年度	2025年度	2027年度
環境負荷									
1	二酸化炭素排出量の削減	CO2排出量/売上高 の削減	kg-CO2/千円	総務課	全部署	0.37	△1.5%	△1%	△2%
	電力使用量の削減	年間使用量の削減	kWh	総務課	全部署	618,930	△1.5%	△1%	△2%
	ガソリン・軽油使用量の削減	1台あたり年間使用量の削減 (車両平均燃費の向上)	L/台	総務課	車両使用部署	1,020	△1.5%	△1%	△2%
	都市ガス使用量の削減	年間使用量の削減	m³	総務課	全部署	6,262	△1%	△1%	△1%
2	水使用量の削減	年間使用量の削減	m³	総務課	全部署	2,325	△1.5%	△1%	△2%
3	グリーン購入の推進	対象品購入率	%	総務課	全部署	94.8%	91.0%以上	91.0%以上	91.0%以上
4	廃棄物の適正管理及び排出抑制	分析に必要な量を減らす目標設定は合理的でないため、適正管理活動の計画を目標とする。	—	総務課	全部署	—	適正管理	適正管理	適正管理
5	化学物質の取扱量の適正管理	取扱量の適正管理 (4物質) ベンゼン、ジクロロメタン、トリクロロメタン	t(トン)	環境計測課 (総務課)	(環境計測課を含む当該部門分)	第1種0.14	±0	±0	±0
6	4Sの実施、美化活動、整理整頓、ロードサポート	事業所内外の美化活動の実施 ロードサポートの実施 (西部支所) 整理整頓デーの実施	美化活動 年間回数 ロードサポート 年間回数 (西部支所) 整理整頓デー 実施回数	総務課	全部署	美化活動年間12回 ロードサポート年間9回 整理整頓デー年間12回実施	美化活動年間12回 ロードサポート年間9回 整理整頓デー年間12回実施	活動継続	活動継続
サービスの提供									
7	簡易専用水道設備管理による公衆衛生の維持・向上～簡易専用水道法定検査受検率の向上	法定検査受検率向上のための検査基数の増加	現場検査、書類検査 年間実施施設数	水道検査課	同左	現場 6,213施設 書類 489施設	現場 6,210施設 書類 500施設	当該年度毎に目標設定	
8	公共用水域（河川）水質の向上～浄化槽法定検査受検率の向上	法定検査受検率向上のための検査基数の増加、受検案内返信率増加	7条、11条検査 受検率%、年間実施基数 案内返信率%	浄化槽管理課 浄化槽検査課	同左	7条 1,721基 11条 43,561基 返信率 90.6%	7条 受検率90%以上 11条 前年度5%増 返信率 90%	当該年度毎に目標設定	
9	環境意識の醸成、啓発、環境配慮型政策の推進	EA21認証取得支援 研修会の実施 環境ヒアリング・環境学習等の実施 環境ニュースの発行	支援・研修会 年間回数 ヒアリング・学習等 年間件数 ニュース 年間発行回数	社会環境課 総務課	同左	支援・研修会4回 ヒアリング・学習3件 ニュース4回	支援・研修会 年間4回以上 ヒアリング・学習等 年間3件以上 ニュース年間4回発行	活動継続	活動継続

次年度の環境経営計画

2026年4月1日

No.	項目	取り組み内容	実施時期	取組部門	主管部門	該当部門
環境負荷						
1	二酸化炭素排出量の削減	①執務室適温設定（冷房時28℃、暖房時20℃目安に）	通年			
		②No残業Day及び19：00退社（消灯）の励行	通年	総務課	総務課	全部署
		③クールビズ、ウォームビズの推奨	別途期間明示			
		④ITコッピラーの定期清掃（月1回推奨、美化活動、大掃除）	12月ほか			
	ガソリン・軽油使用量の削減	①エコドライブ・アイドリングストップの励行	通年	総務課	総務課	社会環境課・業務課・調査課・ 上水試験課・水道検査課・ 浄化槽検査課
		②軽自動車等への入替、ドライブレコーダーの導入推進	通年			
2	都市ガス使用量の削減	①執務室適温設定（冷房時28℃、暖房時20℃目安に）	通年	総務課	総務課	全部署
		②クールビズ、ウォームビズの推奨	通年			
		①給湯室やトイレ等の節水	通年	総務課	総務課	全部署
3	水使用量の削減	②分析機器や排気装置、洗浄水等の節水	通年			
		③夏場の打ち水時の雨水等再利用水の活用	通年			
		グリーンマーク・エコマーク表示商品の購入推進	通年	経理課	経理課	全部署
4	廃棄物の適正管理と排出抑制 排水の適正管理	①廃棄物の適正廃棄、定期的なパトロールによる廃棄物分別増減の把握と排出抑制	通年	総務課・ 社会環境課 （全部署分）	総務課	全部署
		②排水の適正管理（自主基準設定等による管理）	通年			
5	化学物質の取扱量の適正管理	①取扱い化学物質の種類及び量の把握 （4物質：アクリル、トリリン、ジブチル、7000系）	通年	総務課 （環境計測課含む 該当部門分）	環境計測課 （総務課）	該当物質取扱い部署
		②適正な保管、使用による取扱量の管理（4物質）	通年			
6	4Sの実施、美化活動、整理整頓、ロード サポート	月1回の美化活動、整理整頓Day実施	通年	総務課	総務課	全部門
サービスの提供						
7	簡易専用水道設備管理による公衆衛生の 維持・向上～簡易専用水道法定検査受検 率の向上	受検率の向上のための検査実施	通年	水道検査課	水道検査課	水道検査課
8	公共用水域（河川）水質の向上～浄化槽 法定検査受検率の向上	受検率の向上のための検査実施、受検案内の送付	通年	浄化槽本部	浄化槽本部	浄化槽本部
9	環境意識の醸成、啓発、環境配慮型政策 の推進	EA21認証取得支援・研修会の実施、環境セミナー・環境啓発学 習の実施、環境ニュースの発行	通年	総務課・ 社会環境課	総務課・ 社会環境課	総務課・社会環境課

環境関連法規等の遵守状況の確認及び評価結果、並びに違反、訴訟などの有無

(1) 環境関連法規等の遵守状況の確認及び評価結果

適用される環境関連法規等について、四半期に一度遵守状況の確認を行っています。

遵守確認日2026.3.31

[法規制等の目的]/法規制等の名称(略称)	遵守対象	遵守事項/手続き (全項目について環境管理責任者に必ず連絡・報告すること)	担当	遵守コメント
[水質汚濁の防止] 水質汚濁防止法/下水道法/埼玉県生活環境保全条例/さいたま市生活環境の保全に関する条例/さいたま市下水道条例/坂戸・鶴ヶ島下水道組合下水道条例				
下水道法/水質汚濁防止法	分析水等の排水	排除基準等全項目自主検査(本館・新館) [除害施設管理責任者]	計測/上水	毎月基準以下 確認済
		ジクロロメタン(月2回)自主検査(本館) [除害施設管理責任者]	計測	毎月基準以下 確認済
		排除基準等全項目自主検査(西部支所)	浄化槽	毎月基準以下 確認済
		特定施設、除害施設管理者の届出(代表者、構造等の変更時)(本館・新館) さいたま市に提出 [除害施設管理責任者]	計測	届出変更事例 なし
		特定施設の届出(代表者、構造等変更時)(西部支所) 坂戸・鶴ヶ島下水道組合及び東松山環境 管理事務所に提出	浄化槽	届出変更事例 なし
水質汚濁防止法	分析水等の排水	有害物質使用特定施設の構造基準遵守及び定期点検義務 (本館・新館)[除害施設管理責任者]	計測/上水	月1回点検済
		有害物質使用特定施設の構造基準遵守及び定期点検義務 (西部支所)	浄化槽	月1回点検済
下水道法/水質汚濁防止法	分析水等の排水	《事故時》特定施設における有害物質を含む水等の漏えい(排出・地下浸透)時の応急処置 及びさいたま市への通報等(本館・新館)[除外施設管理責任者]	計測	漏洩事例 なし
		《事故時》特定施設における有害物質を含む水等の漏えい(排出・地下浸透)時の応急処置 及び坂戸・鶴ヶ島下水道組合、東松山環境管理事務所への通報等(西部支所)	浄化槽	漏洩事例 なし
[廃棄物の適正処理] 廃棄物の処理及び清掃に関する法律/埼玉県生活環境保全条例/さいたま市生活環境の保全に関する条例				
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	廃棄物の排出	マニフェスト等状況報告 さいたま市に提出(毎年6月)[特別管理産業廃棄物管理責任者]	計測	5/30市に提出
		産業廃棄物の適正処理 マニフェスト終了(E票)・収集運搬業許可証等の確認、保管場所設置 (掲示板の設置)[特別管理産業廃棄物管理責任者]	計測	全体廃棄、 6.10.1月に実施、 記録保管
		産業廃棄物の保管管理	計測/上水/ 調査/浄化槽	水銀保管 周知あり
		産業廃棄物の運搬(自社運搬)車両の表示及び書面の備え付け(携帯)	浄化槽	問題なし
		特別管理産業廃棄物管理責任者の届出(変更時) さいたま市に提出[特別管理産業廃棄物管理責任者]	計測	届出変更事例 なし
		一般廃棄物の保管管理、適正処理	総務	文書廃棄なし
[廃棄物の適正処理] 廃棄物の処理及び清掃に関する法律、同施行令				
廃棄物の処理及び清掃に関する法律、同施行令	対象物質の使用	水銀使用製品産業廃棄物の保管管理、処理は産廃に同じ	総務	教育実施
[放射線障害の防止] 放射線障害防止法/放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律及び同施行規則				
放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律/同 施行規則	表示付放射性同位元素装 備機器(ECD)の使用	ECDセルの届出(新規・廃棄・変更時) (安全管理責任者不要)	計測	届出変更事例 なし
		《事故等》ECDセルの事故等の原子力規制委員会への報告	計測	事故事例なし
[放射能装置の管理] 労働安全衛生法/同施行規則等				
労働安全衛生法 労働安全衛生法施行規則	X線回折装置の使用	機械等設置届、放射線装置摘要書、管理区域の説明書(図面)、装置のカタログの提出 さいたま労働基準監督署に2部提出(設置の30日前まで)	計測	該当事項なし
[大気汚染の防止] 大気汚染防止法/さいたま市生活環境の保全に関する条例				
さいたま市生活環境の保全に関する条例	局所排気装置(ドラフト)か らの排出	《事故時》 特定物質の排出時の応急措置及び通報	計測/上水	事故事例なし
		PRTR法の項目で0.5tを超えたとき、敷地境界線の風上・風下(2回/年)測定(提出不要)	計測/上水	超過なし、 測定なし
[騒音の防止] 騒音規制法/埼玉県生活環境保全条例/さいたま市生活環境の保全に関する条例				
騒音規制法	送風機音や夜間作業音	室外機の騒音/夜間の作業音(苦情発生時)自主的な判断で実施	総務	苦情なし
[悪臭の防止] 悪臭防止法/埼玉県生活環境保全条例/さいたま市生活環境の保全に関する条例				
悪臭防止法/さいたま市生活環境の保全に関する条例	検体、分析に伴う悪臭の発 生	《事故時》通報及び応急措置	計測/上水	通報事例なし
[火災対策] 消防法/火災予防条例/さいたま市火災予防条例/坂戸・鶴ヶ島消防組合火災予防条例				
消防法	防火対象の建物の使用	防火管理者、消防計画・自衛消防隊・火元責任者等の届出(作成・変更時)	総務	該当事項なし
		《技術上の基準》消防設備(火災報知器及び非常警報装置等)点検及び点検結果の届出	総務	年2回実施済
	防火管理者の責務	消火、通報及び避難の訓練の実施(9月)及び訓練の前の消防署への通報	総務	年2回実施済
[危険物の管理] 消防法/さいたま市火災予防条例/危険物の規制に関する政令				
危険物の規制に関する政令	分析工程での危険物の使 用	危険物の保管量の把握、 廃溶剤の廃棄(年2回程度、一部は年3回程度)	計測/上水	保管量把握、 廃棄記録済

[高周波利用設備の管理]				
電波法				
電波法	高周波利用設備(ICP-MS)の使用	高周波利用設備の届出(追加・変更時)	計測/上水	今期届出変更なし
[簡易専用水道の衛生的で安全な水の確保]				
水道法				
水道法	検査対象設備の使用	簡易専用水道検査(年1回)(本館・新館)	総務	8月実施済
[高圧ガスの取扱い]				
高圧ガス保安法				
高圧ガス保安法	分析工程での高圧ガスの使用	《貯蔵・消費》 経済産業省令で定める技術上の基準の遵守	計測/上水	取付確認、定期残量確認
		《危険・事故時》 応急措置及び販売業者への連絡	計測/上水	地震後配管確認済
[窒素酸化物による大気汚染の防止]				
自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法/埼玉県生活環境保全条例				
NOxPM法(埼玉県生活環境保全条例)	自家用自動車の使用	当該の車両30台以上の時、自動車使用管理計画・年度報告(毎年6月)	総務	30台未満 報告対象外
[適正な作業環境の確保や労働者の健康保持]				
労働安全衛生法				
労働安全衛生法	法令で対象となる作業場の使用	作業環境測定の実施、結果の保管(本館、新館)	総務	年2回実施済
		化学物質のリスクアセスメントに関する事項の遵守	総務	リスク評価実施
		事業場におけるリスクアセスメント実施に関して 随時(最新版の管理)	総務 調査企画	調査課長より総務に情報提供あり。 適宜関係者に周知。
[フロン類の排出抑制]				
フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律				
フロン排出抑制法	対象物の使用	第一種特定製品の設置・使用環境の維持保全、簡易点検・定期点検、フロン漏えい時の措置 ④点検・整備の記録作成・保存	総務	(6.9.12.3月)簡易点検実施、8月業者定期点検(土品)実施
		フロン類算定漏洩量等の報告、フロン類の充填・回収の委託義務等(整備時、廃棄時)	総務	漏洩事例なし
		フロン類充填分析用機器、車載冷蔵庫	計測/上水/ 浄化槽	6.9.12.3月冷却装置等点検実施済
[地球温暖化対策]				
埼玉県地球温暖化対策推進条例(自動車対策)				
埼玉県地球温暖化対策推進条例	自家用自動車の使用	自動車地球温暖化対策計画・年度報告	総務	30台未満 報告対象外
[エネルギーの使用の合理化]				
エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律(省エネ法)				
省エネ法	対象外事業所	原油換算(現状では届出対象外、毎年度対象対象外の確認)	総務	報告対象外
[化学物質の排出量・移動量の把握・届出]				
特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律(PRTR法)/埼玉県生活環境保全条例/さいたま市生活環境の保全に関する条例				
PRTR法/埼玉県生活環境保全条例/さいたま市生活環境の保全に関する条例	分析工程での法対象化学物質の使用	取扱量により届出必要(毎年6月)、取扱量の把握	計測/上水	0.5t超過なし 届出不要
[有機溶剤、特定化学物質の管理]				
労働安全衛生法/同施行規則				
有機溶剤中毒予防規則/特定化学物質障害予防規則	分析工程での法対象物質の使用	作業主任者、保管、局所排気装置設置、必要事項の掲示、作業環境測定、特殊健康診断実施等	計測/上水	表示、作業環境測定、健診等実施済
[毒物及び劇物について、保険衛生上の見地から必要な取締]				
毒物及び劇物取締法				
毒物及び劇物取締法	分析工程での法対象物質の使用	特定毒物研究者の届出(変更時) さいたま市長(さいたま市保健所)に提出	計測	今期届出変更なし
		毒物・劇物の管理(使用量及び残量等の記録)	計測/上水/ 浄化槽	在庫確認 記録済
[循環型社会の構築、対象物品の管理]				
資源の有効な利用の促進に関する法律(資源有効利用促進法)/容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(容器包装リサイクル法)/特定家庭用機器再商品化法(家電リサイクル法)/国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(グリーン購入法)/使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律(小型家電リサイクル法)				
資源有効利用促進法	物品の使用	パソコン・自動車の長期使用、溶剤等回収・分別排出	総務	総務報告にて確認済
容器包装リサイクル法	容器包装の使用	一般廃棄物の分別排出、ガラスビン・ポリビンの繰り返し使用	総務	総務報告にて確認済
家電リサイクル法	家電の使用	対象家電の処理費用負担(リサイクル券購入)	総務	総務報告にて確認済
グリーン購入法	事務用品の使用	グリーン購入適合品の選択・購入(グリーン購入品率・リサイクル用紙利用率確認)	総務	総務報告にて確認済
小型家電リサイクル法	小型家電の使用	携帯電話、デジタルカメラ、ノートパソコン等の分別排出	総務	総務報告にて確認済
[その他の要求事項の管理]				
近隣住民との合意書(近隣住民の要望)				
近隣住民との合意書(近隣住民の要望)	分析場の設置	設置時/その他合意書に記載された時期	総務	総務にて保管、対応済

*業としての許認可関連法令は表から除外しています。

*関係当局より違反等の指摘はありません。

(2) 訴訟などの有無

訴訟などはありませんでした。

EA21 代表者による見直し

2026 年 3 月 10 日

事項	報告内容(要旨)	代表者の評価と指示
環境経営目標の達成状況、並びに環境経営計画の実施及び運用結果、実施体制について	・ 2025 年度目標については、一部達成に留まった。 ・ 環境経営計画の実施、運用について全般としての実施状況は良好であったといえる。 ・ 実施体制についても特に問題はなかった。 ・ 浄化槽検査の依頼案内返信率が現時点で達成率が目標を下回っている。	2025 年度目標の未達成項目については、理由を分析し、次年度以降の目標達成方策等の見直しを含め検討すること。環境経営計画の実施、運用では、概ね良好であった。今後は、取組み内容が適切かどうかを検討し、必要に応じて展開し、環境経営計画を改定すること。実施体制について特に問題はなく、今後も継続の上、支所も含めた、全員一丸となって取り組む体制を更に進めること。浄化槽検査基数については、土曜検査を活用して達成に向け努力している。返信率については、引き続き再発送等で対応の予定であるとのこと。受検率向上の施策は、指定検査機関としての責務のため、引き続き継続すること。
環境関連法規の遵守状況	・ 遵守評価の結果は年間として問題なかった。	引き続き、環境関連法令の遵守を徹底すること。
外部からの環境に関する苦情や要望の受付及び処置状況	・ 苦情や要望は、特になかった。	引き続き、地域環境保全を図って行くこと。
前回の指示事項への取組結果	・ 11 条検査基数については指定採水員検査の増加を目指し、基数を増やしていく。	指定採水員検査基数を増やすには、指定採水員及び事業所並びに行政との協力が必要である。今後は制度の見直し等を行い、関係者との連携を強化し、実施基数の増加に努めること。
その他	・ 特になし	中期経営計画の着実な進捗を図り、より環境 CSV 企業を目指し、SDGs を意識した取組や事業を展開し、目標達成に向けた行動を実践すること。
環境への取組やシステムにおいて、成果をあげ、更に発展強化させる点や、改善すべき点		エネルギー使用量について観測している項目のうち、原単位で評価しているCO2の削減は目標を大きく上回っている。しかし、その他の項目のほとんどが未達成であり、主な要因は業務量の増加に伴う影響であるが、使用量の削減、効率化を含め、引き続き目標達成に努めること。また、分析機器更新、新館 LED 照明の切り替えが予定されているので、更新後の電力使用量を注視していくこと。修繕計画や設備導入計画等を検証し、実施すること。



◆本冊子に関するお問い合わせ先

一般社団法人 埼玉県環境検査研究協会

[本部] 〒330-0855

埼玉県さいたま市大宮区上小町1450番地11

社会環境課 TEL 048-649-5496

FAX 048-649-5493